

社会・援護局関係主管課長会議資料

「地域福祉の推進等について」

「消費生活協同組合の指導・監督について」

「新たな生活困窮者自立支援制度について」（別冊参照）

平成26年3月3日（月）

社会・援護局 地域福祉課

消費生活協同組合業務室

生活困窮者自立支援室

目 次

	頁
1 地域福祉の推進等について	
（１）孤立死防止対策の推進	1
（２）安心生活基盤構築事業について	2
（３）生涯現役活躍支援事業（「地域資源・人材育成支援事業」の充実）	4
（４）地域福祉等推進特別支援事業	6
（５）地域コミュニティ復興支援事業（東日本大震災関係）	7
（６）寄り添い型相談支援事業	7
（７）地域福祉計画・地域福祉支援計画	8
（８）社会福祉協議会	8
（９）民生委員	9
（10）臨時特例給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の広報の協力	13
（11）生活福祉資金貸付制度等	13
（12）ホームレス等への自立に向けた支援	16
（13）地方改善事業等	19
2 消費生活協同組合の指導・監督について	25
 (連絡事項)	
1 全国民生委員児童委員大会について	29
2 全国ボランティアフェスティバルについて	29

(参考資料)

安心生活基盤構築事業	3 1
日常生活自立支援事業実施主体別延べ相談件数・利用契約者数	3 5
地域コミュニティ復興支援事業	3 6
寄り添い型相談支援事業コール実績	3 7
地域福祉計画策定状況等	3 9
民生委員・児童委員の日 活動強化週間の取組み予定	4 2
消費者庁資料（個人情報保護法に関する説明会）	4 4
消費者安全法の改正（概要）	4 7
生活福祉資金貸付決定件数及び金額	4 8
都道府県別のホームレス数	5 0
地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金の交付要綱一部改正	5 2
アイヌのための電話相談事業（試行）	5 4
地域福祉課平成26年度予算案の概要	5 6

1 地域福祉の推進等について

少子高齢化の進行や単身世帯の増加、経済情勢等を起因とする生活困窮等を背景に、孤立死等の社会的孤立の課題への対応が急務になっている。このようなことから、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができる社会をつくるために、漏れの無い見守り活動や権利擁護の推進を目指す「安心生活基盤構築事業」（安心生活創造推進事業、日常生活自立支援事業）等に加えて、平成 26 年度は「生涯現役活躍支援事業」（「地域資源・人材育成支援事業」の充実）を実施し、地域の多様なニーズと定年退職者など担い手とのマッチング等の施策により地域福祉の推進を図ることとしている。

また、平成 27 年 4 月に施行される生活困窮者自立支援法による重層的なセーフティネットの構築が期待されるなか、法に基づく新制度及びその体制整備に関連したネットワークや地域づくり等について、計画的な推進のための地域福祉計画への反映や、重要な担い手である民生委員の活動環境の整備等、地域福祉に関する一層の取組を推進することとしている。

(1) 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活に困窮された方の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に、

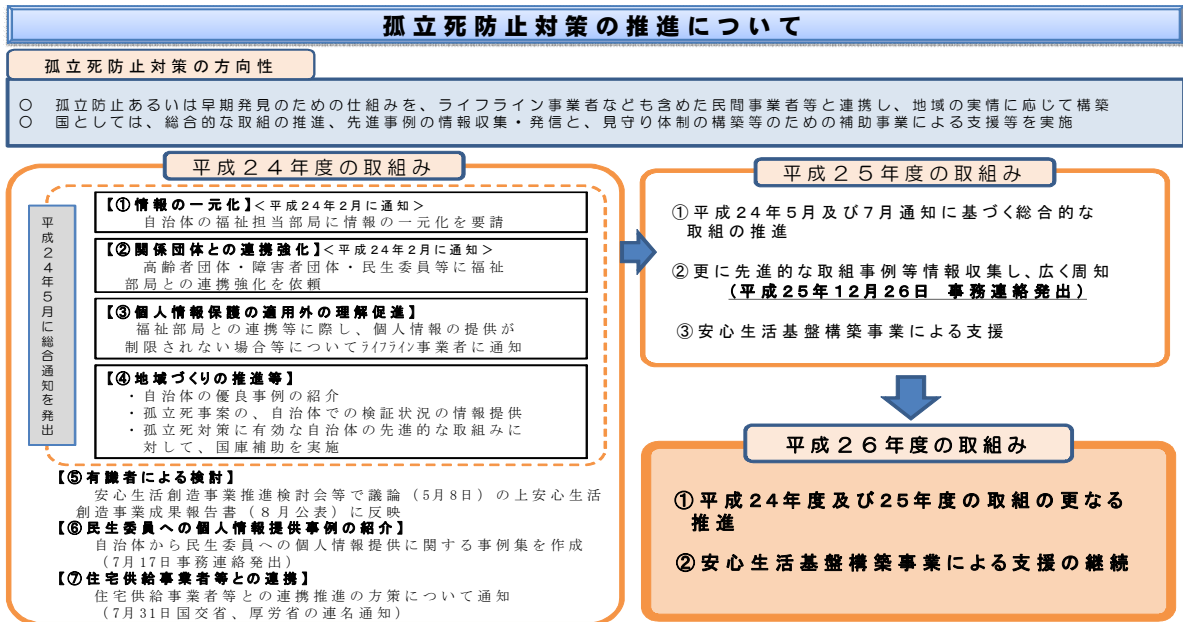
- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報取り扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組の先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知等を発出し、孤立死防止対策の推進をお願いしたところである。

また、平成 25 年度には、先進的、先駆的な「孤立死」防止対策（地域での取組）について、各都道府県及び市区町村より提供いただき、その結果を情報提供（平成 25 年 12 月 26 日地域福祉課事務連絡。厚生労働省ホームページにも掲載。）したところである。

通知等の発出後、各地域においてライフライン事業者等との連携協定の締結などの取組みを進めていただいているところであるが、引き続き、先進的事例などを

参考に、連携体制の構築等にご尽力いただくとともに、未だ連携体制が未整備の地域におかれては早期の対応をお願いしたい。



（2）安心生活基盤構築事業について 【資料P31 参照】

ア 安心生活創造推進事業について

「安心生活創造推進事業」は、住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築するための事業であるので、孤立防止や地域支援の観点から積極的に活用し、地域の再構築を進められたい。

また、本事業は5か年（Ⅰ期3年、Ⅱ期2年）にわたる事業であるが、Ⅱ期目への移行に当たっては、①自主財源確保事業を含めたすべての基本事業の実施及び②効果的、効率的な事業の実施が確認された場合に国庫補助を継続することとしている。そのため、第Ⅱ期の国庫補助協議時には、第Ⅰ期事業の実施内容が確認できる書類等を提出していただくこととしているので、ご留意願いたい。（平成25年5月「安心生活基盤構築事業等に関するQ&A」（問7）参照。）

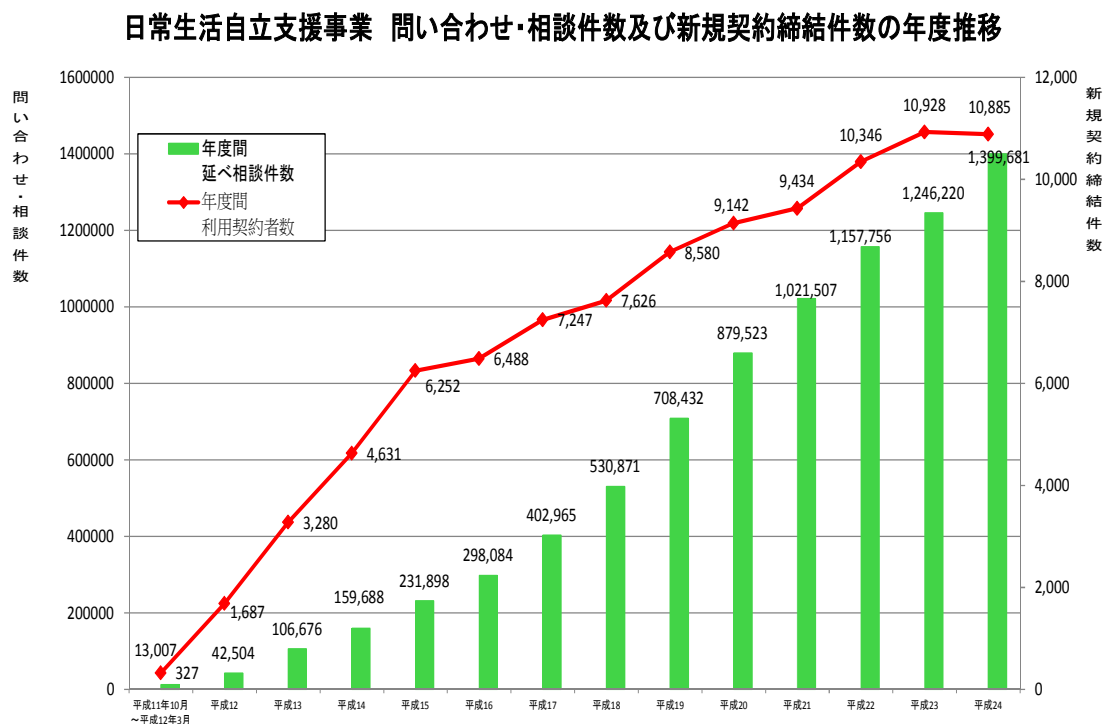
また、各年度の事業実施に当たっては、効果的・効率的に事業が実施されるよう、事業の効果を検証した上で翌年度の事業に反映させるなど、PDCAサイクルの実施に努められるようご留意願いたい。

なお、今後、平成25年度実施事業をとりまとめ、好事例などを情報提供する予定であるので参考とされたい。

（参考：地域づくりに関係する他省庁等の施策の一部を資料（P32～）としてまとめたので参考とされたい。

イ 日常生活自立支援事業について 【資料P35 参照】

認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が図られる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える日常生活自立支援事業の普及が喫緊の課題となっている。しかし、事業の実施状況をみると、新規相談件数や利用契約件数は年々増加しているものの、各自治体の実施状況には大きな差が生じている状況にある。



事業の普及が不十分であれば、福祉サービスが適切に利用できないことによる健康状態の悪化や、消費者被害、経済的虐待の対象となるなど、高齢者や障害者等が地域で安心して生活を継続していく上での大きな障壁になると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題になるものである。

各都道府県・指定都市におかれては、本事業の重要性を十分に考慮の上、事業のさらなる充実に努められたい。

また、昨年、総務省行政評価局より、国庫補助事業の効果的、効率的な実施に努めるよう勧告がなされていることから、利用者に対する支援内容が適切であったかなどの効果を検証した上で翌年度の事業に反映させるなど、適切な事業の実施に努められたい。（平成25年12月26日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「孤立死の防止対策等の取組み事例及び地域福祉に係る取組みに対する事例の情報提供について」参照）

なお、本事業に対する補助のあり方等については、本事業の重要性に鑑み、効率的な展開が図られるよう、平成 26 年度中に見直しを含め検討することとしている。今後、事業実施手法や実績等の調査などをお願いする予定であるので、ご協力をお願いしたい。

(3) 生涯現役活躍支援事業（「地域資源・人材育成支援事業」の充実）について

平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略等により、生涯現役社会の実現に向けて、地域の多様なニーズとのマッチングを推進するなどにより、高齢者等の就労や生きがいづくりなどを促進することが求められている。

ボランティア活動等については、平成 25 年度から「地域資源・人材育成支援事業」を創設し、地域におけるインフォーマルな活動を推進していくための人材確保や環境の整備等を図っているところであるが、平成 26 年度予算案では、日本再興戦略等を踏まえ、事業名を「生涯現役活躍支援事業」に改称し、定年退職者等高齢者が地域において、ボランティア・市民活動等に円滑かつ積極的に参加できるよう、企業等に積極的に働きかけを行い、退職前からボランティア・市民活動等への参加意欲を醸成するための支援を行うこととしている。

これらの取組については、「生涯現役活躍支援事業」の中の「需給マッチング事業」や「ネットワーク構築・普及啓発事業」（現行と同じ事業）の中で対応できるように実施要領に明記するとともに、就労関係等の生涯現役実現に向けた関連事業（下記〔注〕参照）と連携してモデル的な取組を行う場合には、「生涯現役活躍支援事業」の中に創設することとしている「生涯現役推進特別事業（仮称）」により支援する予定である。（全国で 10 か所程度）

〔注〕関連する事業

- 「地域人づくり事業（仮称）（都道府県の基金事業、平成 25 年度補正予算）」
（職業安定局所管）

就労関係団体や保健福祉団体と連携し、高齢者の就労機会の創出や高齢者等のニーズと受け手となる地域のニーズのマッチング等を行い、高齢者が希望する就労や社会活動等への橋渡しを行う

- 「高齢者生きがい活動促進事業（平成 26 年度予算案）」（老健局所管）

企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割をもって、いきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動の立ち上げ支援（就労関係等の生涯現役社会の実現に向けた関連事業と連携してモデル的な取組を行う場合は優先採択を予定）

生涯現役活躍支援事業の概要（案）

【目的】

地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等インフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を整備し、生涯現役で活躍できる環境づくりに取り組む。

また、今後の大規模災害に備え、災害時の支援の需要と供給をマッチングするコーディネーターの養成や、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する。

【事業内容等】

1 一般事業

(1) 実施主体

都道府県、市区町村のほか、社会福祉法人、NPO法人、公益法人その他厚生労働大臣が適当と認める団体

(2) 事業内容

下記①から④のいずれかの事業を実施するものとする。

①人材育成事業

地域のインフォーマルサービスの担い手やコーディネーターを養成するための研修を実施する。

②需給マッチング事業

インフォーマルな担い手情報と、地域の支援ニーズ情報のマッチングを実施する。

また、企業等への働きかけにより、定年退職者等高齢者の退職前からのボランティア・市民活動等への参加を促す取組みを実施するとともに、地域課題と企業の社会貢献活動のマッチングなどを実施する。

③ネットワーク構築・普及啓発事業

NPOやボランティアセンター等の横の連携関係を構築するため、ネットワーク会議や協働イベント等を実施する。また、企業等への働きかけ等により企業内体験型研修やセミナーの実施等によりボランティア活動の底上げや、継続的な活動を推進するため、地域住民等を対象として講座の開設（福祉教育の実施）やイベント実施する。

④災害ボランティア活動支援事業

大規模災害の発生等に備え、ボランティア等の人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営体制の検討等を実施する。

(3) 補助率 1/2

2 生涯現役推進特別事業

(1) 実施主体

都道府県、指定都市、中核市（地域の実情に応じて適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託可）

※全国で10か所程度を予定。

(2) 事業内容

定年退職者等高齢者が地域において、ボランティア・市民活動等に円滑かつ積極的に参加できるよう、企業等に積極的に働きかけを行い、退職前からボランティア・市民活動等へ参加意欲を醸成するための支援を行う。なお、当事業は、労働部局等との綿密な連携により、生涯現役の実現に向けた関連事業を活用して行うモデル的な取組みである。

(3) 補助率 定額（10/10 相当）

(参考) 生涯現役推進特別事業の取組事例

- ・ ボランティア活動の企業内体験型研修やセミナーの実施（普及啓発）
- ・ 企業内のCSR部門やボランティア休暇などを活用したボランティア・市民活動体験、企業に対する市民活動グループの紹介や意見交換会の開催（ボランティア活動等への理解促進、地域課題と企業の地域貢献活動のマッチング）
- ・ 企業の施設を利用した市民活動グループへの活動の場の提供（市民活動の活性化）
- ・ 企業が有する技能や専門性を活かした市民講座やカルチャースクールの開催（居場所づくり、起業支援）
- ・ 社会福祉施設での介護体験（就労体験） など

(4) 地域福祉等推進特別支援事業について

本事業は、地域社会における今日的課題を目指す先駆的・試行的な取組みに対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的としたものであり、①前述した安心生活基盤構築事業の実施に向けた準備事業として位置づけるとともに、さらに、②熱中症の予防に資する事業や、災害時要援護者の支援に関する事業など、社会情勢に応じた先駆的・試行的事業の実施についても補助対象としている。このような趣旨を踏まえ協議申請をしていただくようお願いする。特に平成 26 年度は、事業実施から 2 年目となるため、本事業を実施している自治体においては、安心生活基盤構築事業へ移行するようお願いする。

なお、「地域福祉推進等特別支援事業」の補助基準額については、平成 25 年 5 月に発出した「安心生活基盤構築事業等に関する Q & A」（問 16）においてお示ししているとおり、1 事業当たり、

- ・ 市町村単位であれば 300 万円程度
- ・ 都道府県単位であれば 500 万円程度

を目安とするので、ご留意いただきたい。

(5) 地域コミュニティ復興支援事業（東日本大震災関係）について

【資料 P 36 参照】

「地域コミュニティ復興支援事業」は、東日本大震災の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れのある方への生活相談や交流の場、居場所づくり、見守り等の支援を面的に行うためのものであり、被災地や避難先の自治体に対する補助事業（緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分））である。

東日本大震災から間もなく3年を迎えるが、復興住宅等の整備が進んでいるものの、避難生活は長期化が見込まれることから、避難者の心身における健康問題も顕在化することが予想される。

このようなことから、平成25年度補正予算において、基金の終期を平成26年度末まで延長するとともに、必要な所要額の積み増しを行ったところであるので、この基金を活用した継続的支援をお願いする。

なお、生活支援相談員や民生委員といった支援者への精神的サポートについても事業の対象としているので、引き続きご配慮願いたい。

(6) 寄り添い型相談支援事業について 【資料 P 37 参照】

本事業は、24時間365日電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業である。

平成24年度及び平成25年度は、(社)社会的包摂サポートセンターが事業実施者に選定され、「よりそいホットライン」として全国支援事業及び被災地支援事業を実施している。

事業実施状況（平成24年度）をみると、専門ラインへの架電数も含め、1年間で1,000万件を超える架電があったことは評価に値するものとする。

平成26年度予算案においても事業実施のための予算を計上し、先般、事業実施者の公募（2月12日～2月28日）を行ったところである。今後、事業実施者の選定を行う予定こととしているが、地域での課題解決のための寄り添い支援を行うに当たっては、他分野のNPOや行政機関等との連携が重要であるので、ご協力をお願いしたい。

(7) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について 【資料 P 39 参照】

ア 計画の積極的な策定及び改定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下、「地域福祉計画等」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画であるが、平成 25 年 3 月 31 日時点において市区部で 9 割弱が策定済み（策定予定含む）である一方、町村部では策定済み（策定予定含む）が 6 割に達しない状況である。（調査結果については平成 25 年 12 月 10 日付社援地発 1210 第 1 号「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等調査の結果について」各都道府県民生主管部(局)長宛 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知参照）

東日本大震災や昨今の孤立の問題化などから、地域の絆の必要性が再認識され、これまで以上に地域福祉の推進が求められていることから、地域福祉推進の拠り所となる計画の策定あるいは改定を進めていただきたい。

なお、生活困窮者自立支援法に基づく新制度が平成 27 年度より施行されることとなっているが、当制度の実施に当たっては、地域の実情に応じ計画的に事業を進めることが必要となるものである。新制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていくうえでも重要な施策であることから地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的である。今後、「生活困窮者自立支援方策（仮称）」を地域福祉計画に盛り込むべき事項としてお示しする方針であるので、ご承知おき願いたい。

イ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉計画等の策定状況については、毎年調査を実施し、状況を把握するとともに、各自治体の参考に資するため、取組状況等を公表しているところである。

平成 25 年度末の策定状況については、先般、調査を依頼したところであるので、ご協力願いたい。

(8) 社会福祉協議会について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉

協議会の役割がますます重要となっている。

さらに、平成 25 年 12 月に成立、公布された「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）の各事業の実施についても、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 等への委託も可能としており、新制度を担う団体として大きく期待されているところである。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や生活困窮者自立支援体制の構築等の一層の推進をお願いしたい。

（９）民生委員について

ア 民生委員の一斉改選について

民生委員については、平成 25 年 12 月 1 日に一斉改選が行われたところであるが、その際、各都道府県、指定都市及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

今回の一斉改選により、定数は 236,271 人、委嘱数は 229,488 人となり、前回（平成 22 年度）の一斉改選と比較すると、定数は 2,366 人、委嘱数は 938 人増加している。定数に対する委嘱数の割合（充足率）は 97.1%であり、前回（97.7%）から若干低下しているものの、充足率からすれば評価に値するものとする。（集計結果については、平成 26 年 1 月 6 日付事務連絡又は厚生労働省ホームページ参照）

民生委員の候補者の選任に当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体やNPO法人等多方面から幅広く推薦を得ていただくなどにより、引き続き人材の確保に努められたい。

イ 研修の充実等について

今般の一斉改選に伴い新任委員が多く委嘱されたこと並びに消費者被害防止や災害時要援護者への支援などにおいても民生委員がその力を発揮できるよう、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という）における民生委員研修の企画・実施に当たっては、これらを重点的に行っていただくようお願いする。（平成 26 年 1 月 10 日付「民生委員・児童委員の研修実施に係る留意事項等について」（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、雇用均等・児童家庭局育成環境課長連名通知参照）

また、民生委員が地域福祉の重要な担い手として、その力を十分に発揮するためには、一斉改選後のこの機会をとらえ、民生委員制度に対する地域住民

の理解を更に深めていくことが大変に有効であることから、各自治体におかれては、広報誌を活用したPR活動や、各種イベント等の開催によるPRなど、民生委員制度に関する広報活動に積極的に取り組んでいただくようお願いする。（平成 25 年度民生委員・児童委員の日活動強化週間都道府県・指定都市、市区町村・法定民児協主な取組み予定参照） 【資料 P 42 参照】

ウ 民生委員法の一部改正(地域主権一括法) について

平成 25 年 6 月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、民生委員法及び民生委員法施行令等が改正、施行（一部は平成 26 年 4 月 1 日施行）されたところである。

既に関係通知が発出されているところであるが、民生委員法第 4 条関係（民生委員の定数を都道府県等の条例により制定するもの）については、施行期日が平成 26 年 4 月 1 日とされ、平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置が講じられているところであるので、条例制定に向けた対応をお願いする。

(参考) 関係通知

- 平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働事務次官通知
「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について（厚生労働省発雇児 0708 第 2 号厚生労働省発社援発 0708 第 4 号）
- 平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知
民生委員・児童委員の定数基準について（雇児発 0708 第 9 号社援発 0708 第 7 号）
- 平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知
「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について（雇児発 0708 第 12 号社援発 0708 第 5 号）
- 平成 25 年 7 月 17 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知
民生委員法等の改正（地方分権一括法関係）に伴う留意点について（雇児育発 0717 第 1 号社援地発 0717 第 1 号）
- 平成 25 年 10 月 2 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長事務連絡
民生委員法第 4 条の規定に基づく参酌基準等について

エ 民生委員活動への支援等について

(ア) 民生委員活動への支援について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては、高齢者や児童等の虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割が大きくなっている。

さらに、先般成立した「生活困窮者自立支援法」においては、衆議院及び参議院の厚生労働委員会において、民生委員が最大限その役割を発揮できるよう、活動しやすい環境整備を更に進める旨の附帯決議がなされている。

(参考) 「生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議」平成 25 年 11 月 12 日
参議院厚生労働委員会、平成 25 年 12 月 4 日衆議院厚生労働委員会（抜粋）
七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

このような中、民生委員・児童委員が地域の中核として、その力を十分に発揮できるよう厚生労働省社会・援護局地域福祉課において「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」（座長：上野谷加代子 同志社大学社会学部社会福祉学科教授）を設置（平成 25 年 10 月）し、活動環境の整備の推進方策について検討を行っているところである。今後、検討会での議論を踏まえ、民生委員・児童委員活動における課題等への対応（提言）等をまとめた報告書を取りまとめる（平成 26 年 3 月）こととしている。まとまり次第情報提供することとしているので参考とされたい。

また、平成 26 年度予算案では、活動中の事故等に対する補償として全国民生委員児童委員協議会が創設する保険制度への財政支援を行う予定であり、（国庫補助額 8,740 万円（国からの直接補助であり自治体負担はない））、民生委員・児童委員へは、全国民生委員児童委員連合会から各民生委員児童委員協議会を通じて、保険制度内容等について連絡が行われる予定である（同時に各自治体には厚生労働省より情報提供する予定としている。）。

なお、地方交付税措置されている民生委員活動費（平成 25 年度 1 人当たり年額 58,200 円）及び地区民生委員協議会活動推進費（平成 25 年度 1 か所当たり年額 20 万円）については、平成 25 年度と同額の見込みである。

今後も民生委員の活動しやすい環境の整備に向けて取り組むこととしているので、各自治体においても民生委員の支援について、特に配慮願いたい。

(イ) 民生委員への個人情報の提供等について

①個人情報の提供 【資料P44 参照】

自治体によっては、個人情報提供に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの声があることを受け、一昨年「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付事務連絡）を发出しているため、これを参考に適切な個人情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、消費者庁では、個人情報の保護に関する現状として、法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなどのいわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部にみられるため、法の目的・内容の周知を図るため、個人情報保護法の説明会を実施している（実施期間：平成 25 年 11 月～平成 26 年 2 月）ので参考とされたい（資料の一部については、平成 25 年 12 月 26 日付「孤立死の防止対策等の取り組み事例及び地域福祉にかかる取り組みに対する事例の情報提供について」厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡に添付）。

②消費者行政との連携 【資料P47 参照】

高齢者等をターゲットとした消費者被害が急増しており、その防止対策が大きな課題となっている。高齢者等の消費者被害を防止するためには、地域全体での見守りや地域支援の観点から、消費者行政と福祉行政の密接な連携を図ることが重要であるため、各自治体におかれても、関係部局と連携の上、高齢者の消費者被害防止に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

なお、消費者庁において、消費者被害防止対策の一環として、「消費者の安全・安心確保のための地域体制の在り方」に関する報告書がとりまとめられた（平成 25 年 12 月）ところであり、今後、地方公共団体において「消費者安全の確保のための地域協議会」を設置し、消費者トラブルを抱える者に関する情報を医療、保健、福祉等の関係機関や消費者団体、介護サービス事業者、民生委員などの関係団体が共有できるよう消

消費者安全法が改正される予定である。新たな消費者安全法では、地域の見守りネットワークの構築や、消費生活相談体制の強化等が整備される予定であることから、消費者行政と福祉行政の連携にご配慮願いたい。

民生委員・児童委員の活動環境整備の推進について

活動への支援

【厚生労働省の取組】

- ①平成25年10月に「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」（座長：上野谷加代子同志社大学社会学部社会福祉学教授）を設置
→平成26年3月にとりまとめを行う予定
 - ②全国民生委員児童委員連合会が創設する民生委員・児童委員の保険制度への財政支援（平成26年度から実施予定〔国からの直接補助であり自治体負担なし〕）
- 地域福祉の重要な担い手として民生委員活動が各方面から期待されている観点からも民生委員・児童委員活動（制度）について、更なる広報（周知）活動を期待

活動の基礎となる個人情報の提供

民生委員・児童委員が地域で活動するにあたり、支援を必要とする方々の個人情報が自治体から提供されないため活動が困難との声にこたえる

- ①平成24年7月に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」を刊行
 - ②平成25年12月に消費者庁が実施している「個人情報保護法に関する説明会」資料を情報提供
 - ③災害対策基本法の一部改正（平成25年6月21日改正）により、災害時の避難に特に配慮が必要な方々の名簿をあらかじめ自治体から民生委員等の関係者に情報提供するものとされている（改正法第49条の1参照）
- 個人情報保護法に過剰に反応することなく適切に民生委員・児童委員に対して情報提供願いたい。

研修の充実

平成25年12月に民生委員・児童委員の一斉改選を実施し、多くの方が新たに民生委員に委嘱されている

- 早期に研修実施をお願いするとともに、消費者教育及び消費者被害防止の観点からの研修も併せてお願いしたい。
（平成26年1月10日付 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、雇用均等・児童家庭局育成環境課長連名通知参照）
※研修費用についてはセーフティネット支援対策等事業費補助金による補助が可能（補助率1/2）

(10) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の広報の協力について

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金については、今後、消費税率の引上げに際し、低所得者の方々や子育て世帯への影響を緩和する等の観点から実施されるものである。

住民に直接的に申請を促す方法として、両給付金の支給対象者に対して、申請開始時期や手続き等について周知を図ることが重要であり、各自治体におかれては、広報活動に取り組んでいただくこととなるが、その際は、民生委員や社会福祉協議会等への協力要請も想定される。要請に当たっては、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の担当課室等の関係機関と調整の上、適切に対応されたい。（社会・援護局総務課資料参照）

(11) 生活福祉資金貸付制度等について 【資料P48参照】

ア 生活福祉資金貸付制度の周知と適正な運営について

生活福祉資金貸付制度については、生活困窮者が増加する中、生活困窮者の経済的な自立助長を図る上で有用な支援策の一つである。引き続き管内住民

に対する周知にご協力をお願いするとともに、本資金の借受希望世帯に対する丁寧な対応をお願いしたい。

また、本制度は、公費による貸付制度であり、償還が不能となった場合、結果として公費で補てんされることになることから、貸付原資の適正な運用が強く求められるものである。このため、貸付と償還が可能な限り循環していくことができるよう、借受希望者の就労状況等を勘案して償還可能性を適切に見極めるとともに、償還に向けた取組みを十分に行うことが重要である。

こうした趣旨を踏まえ、引き続き適正な制度運営が図られるよう、ご協力をお願いしたい。

イ 生活福祉資金貸付制度の見直しについて

平成 27 年度の新たな生活困窮者自立支援制度の施行後においても、本制度は、生活困窮者を経済的に支援する施策の一つとして引き続き重要な役割を担うものであり、家計相談支援事業における貸付のあっせん先の一つとして想定されるなど、新制度との十分な連携を図ることが必要となる。

そのため、新制度施行段階において、本制度がより有効に機能するよう、平成 26 年度中を目途に、必要な見直しの検討を行うこととしているので、ご了知いただきたい。

ウ 生活福祉資金貸付制度に係る事務費の確保について

都道府県社会福祉協議会における貸付・審査業務に係る事務費、市区町村社会福祉協議会における貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導に係る実費弁償費その他償還対策に必要な経費については、平成 26 年度においてもセーフティネット支援対策等事業費補助金で引き続き措置することとしている。

本制度の趣旨・目的を踏まえ、従来より都道府県にも 1/2 のご負担をお願いしているところであるが、制度運営に係る都道府県社会福祉協議会等の業務実態を踏まえ、適正な事務費が確保されるよう、所要の財政措置に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、貸付金の償還指導の強化を図るために必要となる事務費については、昨年度から交付要綱の見直しを行い、1/2 で補助する経常事務費を超えない範囲において、10/10 相当額を補助することができることとしているところであり、引き続き来年度においても積極的に活用されたい。

また、総合支援資金等の貸付けに係る相談支援体制の充実に要する経費については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」で措置しているところであるが、同基金の事業実施期間については、平成 25 年度補正予算において、平成 26 年度末まで延長されているので、有効に活用されたい。

エ 暴力団員等による不正利用対策について

生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付けに係る不正利用対策については、平成 22 年 8 月 6 日付地域福祉課長通知「生活福祉資金の適正な貸付けの実施について」（社援地発 0806 第 1 号）を踏まえ、社会福祉協議会が警察等関係機関と円滑な連携が図られるよう必要な支援を行うようお願いしているところである。

暴力団員等への対応は、警察と社会福祉協議会とが連携して対応することが重要であり、都道府県からも警察に協力を求めるなど、警察からの必要な協力を得られるよう引き続き支援願いたい。

オ 生活復興支援資金の貸付けについて

生活復興支援資金については、東日本大震災により被災された方々の生活の再建を支援する観点から、平成 23 年 5 月に福祉費の特例措置として講じたものである。本資金では、被災者の方々の生活の復興に必要な当面の生活費や、住居の移転費用、住宅補修費用等に活用していくことが可能であるので、周知等を含め引き続き有効な活用をお願いしたい。

カ 臨時特例つなぎ資金の貸付けについて

臨時特例つなぎ資金は、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、公的給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けることにより、その自立を支援することを目的としたものである。本事業の趣旨を踏まえ、迅速に貸付けが行われるよう社会福祉協議会へ周知願いたい。

なお、本貸付事業を実施するために必要な体制整備に要する経費については、昨年度から「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」の対象としたところであるので、貸付原資等を保有する限りにおいては、有効な活用をお願いしたい。

(12) ホームレス等への自立に向けた支援について 【資料 P50 参照】

ア ホームレスの自立の支援等に関する基本方針について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づき、平成 25 年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（国土交通省との共管。以下「基本方針」という。）を策定したところである。各自治体におかれては、法及び基本方針を踏まえ策定した実施計画に基づき、総合相談事業、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業の実施など、NPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、事業の推進を図られたい。

なお、平成 27 年度に生活困窮者自立支援法（以下このアにおいて「新法」という。）の施行を予定しているところであるが、新法による支援内容（一時生活支援事業等）と現在ホームレス対策として実施している事業（ホームレス緊急一時宿泊事業等）とは相互に重複するものが含まれていることから、現在、運用実態を把握しながら両者の整理を行っているところである。この整理に当たっては、これまでのホームレス対策の成果が損なわれることのないよう、自治体のご意見も十分に伺いながら検討を進めることとしているので協力願いたい。

また、この整理の後、平成 26 年度において新法の政省令の公布と併せて、基本方針について所要の改正を行う予定であるので留意されたい（具体的な改正内容や改正時期等については追って情報提供を行う予定）。

《参考》

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

（平成 14 年法律第 105 号）（抄）

（基本方針）

第 8 条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第 14 条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 (略)

(実施計画)

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 (略)

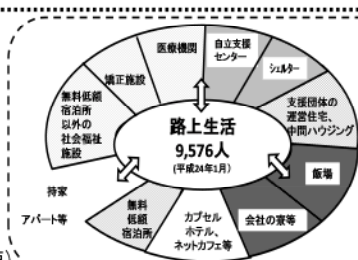
「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しポイント

概要

- 現行の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成20年厚生労働省・国土交通省告示第1号)は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」。)に基づき、平成20年7月に策定。この基本方針の運営期間は、5年間とされており、平成25年7月30日に期間を満了。
 - * また、平成24年6月に10年間の時限立法であった法の期限が、さらに5年間延長されたことに伴い、引き続き法に基づく基本方針を策定するもの。
- このため、平成24年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の調査結果に関する分析・検証を行った検討会報告書の内容などを基にしながら、最近のホームレスの動向やその取り巻く環境を踏まえて見直しを行ったもの。

平成24年「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)検討会」報告書のポイント

- 路上等のホームレスの数は、大幅に減少してきているもの(H15年:25,296人→H24年:9,576人)、その背後には、様々な居住の不安定を抱える層が存在し、これらの層が何らかしらの場所と、路上とを行き来している状況。
- 高齢層における路上(野宿)生活の固定化・定着化の進行。
 - 一方で、人間関係により仕事をやめたり、家庭内の人間関係や借金など多様な要因により、路上(野宿)生活に陥る若年層の存在。
 - 路上(野宿)生活を一度脱却しても、再度路上(野宿)生活に戻ってしまう層の存在(再路上化の問題)。



今回の見直しポイント

〈固定・定着化が進む高齢層に対する支援〉

- 粘り強い相談支援により、社会生活に復帰させるよう努める。現状としては、一度ホームレスになりその期間が長期化した場合、ホームレスからの脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り、路上(野宿)生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

〈若年層に対する支援〉

- 直ちに一般就労が難しい者に対しては、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」に取り組んでもらうため、NPO等と連携しながら、このような中間的就労の場の推進・充実を図る。また、学校教育の段階では、体系的なキャリア教育を推進する。

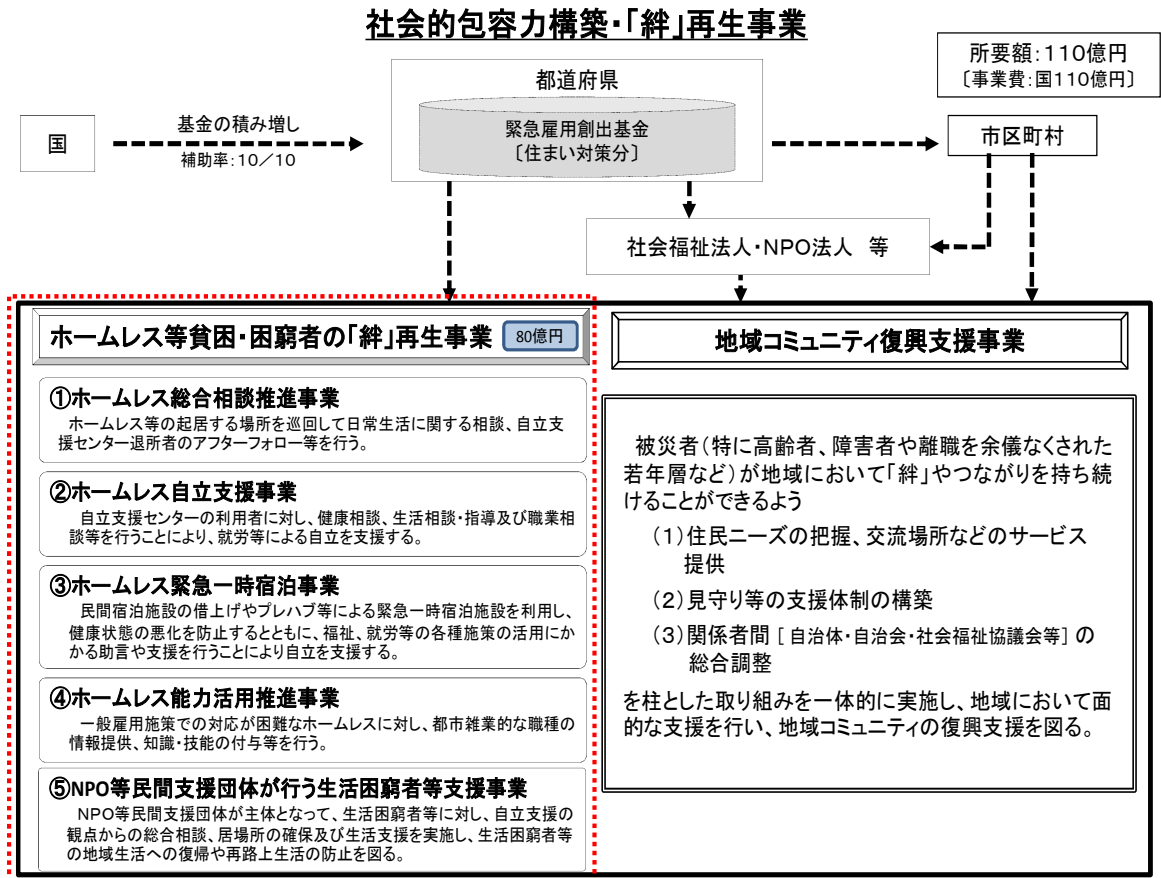
※ ホームレスの平均年齢は59.3歳で45歳未満の者は全体の約9%となっており(H24年生活実態調査)。「若年層」とは概ねこのような年齢層をいう。

〈再路上化への対応〉

- 就労によりアパート等を確保したことにより、路上(野宿)生活を脱した後、再度、路上(野宿)生活に戻ることを防止するため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、地域福祉の視点からも見守り支援等に取組む。

イ ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について

ホームレスはもとより、職と住まいを失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を対象とした「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」により予算措置を行っているところであるが、平成 25 年度補正予算において、同基金の積み増しとあわせ、事業実施期間を平成 26 年度末まで延長したので、有効に活用されたい。



ウ ホームレスの実態に関する全国調査について 【資料P51 参照】

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、毎年、実施しているところである。平成 26 年調査（平成 26 年 1 月実施）については、既にご協力いただいたところである（例年 4 月に公表。今年の公表日程は追ってお知らせする。）が、来年も引き続き実施する予定（平成 27 年 1 月を予定）であり、平成 26 年度予算案に当該調査に必要な予算を確保したところであるので、引き続き協力願いたい。

エ ホームレス等に対する臨時福祉給付金の支給について

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）については、今後、消費税率の引上げに際し、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として給付措置が行われるものであるが、本給付金の給付対象者は、市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）とされており、ホームレス等についてもその対象となりえるところである。また、本給付金の基準日は、平成 26 年 1 月 1 日となっているが、基準日以前に住民票を消除されていた者が、基準日時点において日本国内で生活していた場合は、基準日の翌日以降であっても、住民登録の手続を行った場合には給付の対象となりえる。

このため、各自治体におかれては、臨時福祉給付金担当課及び住民基本台帳担当課とも連携しながら適切に対応されたい（平成 25 年 12 月 25 日付各自治体ホームレス対策担当課宛地域福祉課事務連絡参照）。

(13) 地方改善事業等について

ア 地方改善事業の実施について

(ア) 隣保館運営事業について 【資料 P 52 参照】

① 運営事業の推進について

隣保館は、昭和 28 年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成 8 年 5 月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年 7 月）に基づき、平成 9 年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を総合的に行っているところである。

隣保館運営事業等は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付 厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や同事業は実施されなかったが地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で行われているところであるが、社会・経済情勢の変化に伴い、これらの地域においても住民ニーズは多様化しているところである。

本事業の今日に至るまでの歴史的経緯や背景を鑑み、従前からの利用

者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなどし、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるよう周知願いたい。

特に、「相談機能強化事業」については、平成 24 年度に、福祉又は他分野における専門職の活用により、より効果的・効率的な相談支援が行えるよう、事業の組み替えを行い創設したものであるので、隣保館における基幹的な事業である相談業務の充実・強化を図るため、本事業の積極的な活用を図られたい。

なお、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、管内市町村に対し周知願いたい。

② 公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対し周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

③ 関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携の下、特に平成 27 年度以降は生活困窮者自立支援法の施行に伴い、地域における多様な社会資源の一つとして、新たに自立相談支援機関との連携が求められることにも留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

④ 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努

め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

(イ) 隣保館及び生活館の耐震化促進について

平成 25 年 9 月に公表した「社会福祉施設の耐震化状況調査」では、平成 24 年 4 月時点の隣保館及び生活館の耐震化率は、それぞれ 51.0%、33.9% となっており、社会福祉施設の中でも著しく低いものとなっているところである。特に避難所として指定を受けている館については、今後想定される南海トラフ地震等に備え、老朽改修等と併せ、耐震化整備を計画的に実施されたい。

なお、この耐震化整備については、地方改善施設整備費補助金の優先採択を行うこととしている。

(ウ) 地方改善施設の財産処分について

最近、隣保館をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、整備後、数年しか経過していないにもかかわらず財産処分を行ったり、厚生労働大臣の事前承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところである。地方改善施設の整備計画の策定に当たっては補助事業の趣旨・目的を十分にご理解いただくとともに、財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）による申請手続等が必要となるため、計画がある場合には、その検討段階で早期にご連絡いただくようお願いしたい。

なお、このような不適切な事例が判明した場合には、補助金適正化法に基づき、交付後の経過期間に応じた加算金を付した上で、補助金を返還いただくことになるので留意願いたい。

また、共同作業場等については、整備後、他事業に転用した場合など事業の実施状況によっては財産処分に関する手続が必要となるケースもあるので、管内市町村における整備後の状況を定期的に把握されたい。

イ アイヌ政策の推進について

現在、政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成 21 年 7 月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的な

アイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである。

平成 24 年 7 月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれている（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

（ア）民生委員等に対する普及・啓発について

作業部会での提言を踏まえ、各自治体におかれては、民生委員や福祉事務所等の相談機関の窓口職員などを対象とした研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

また、平成 26 年 1 月から平成 26 年 3 月にかけて、首都圏の各都県にご協力をいただき、民生委員向けの研修会において、アイヌに関するリーフレット（「アイヌの人々と人権」（（公益財団法人）人権教育啓発推進センター刊））を配布いただいているところであり、26 年度においても機会を捉え、依頼をさせていただく予定であるので、引き続きご協力を願いたい。

（イ）アイヌの人々のための電話相談について 【資料 P54 参照】

作業部会では、同様に全国の見地からの施策の展開等の観点から、アイヌの人々への生活相談の充実に向けた具体的な対応等についても検討が行われており、この取組の一環として、厚生労働省では、平成 25 年 9 月下旬より、（公財）人権教育啓発推進センター（横田洋三理事長）の協力のもと、アイヌの人々のための電話による生活相談を試行的に実施しているところである（法人ホームページ内「アイヌの方々の悩み相談電話」参照）。

なお、本電話相談事業については、アイヌの人々の多様な相談ニーズをより多く把握するため、平成 26 年度においても継続して実施する方向で検討しており、各自治体におかれては、本事業の趣旨をご理解の上、広報や生活相談関連機関への周知について協力願いたい（具体的な実施方法等が決定次第あらためて依頼する予定）。

《参考》〔アイヌ政策推進作業部会報告書〕

「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」（平成24年6月1日）（抄）

(2) 生活等の相談に対応する等の措置

道外アイヌ調査部会報告において、北海道外のアイヌの人々には、困っていることや悩みを抱える人が多いものの、「近くに信頼して相談できる人がいない」という理由から誰にも相談しない人が少なからずいるという結果が示されている。北海道内においては、アイヌの人々の生活上の相談に応ずるため、市町村に「アイヌ生活相談員」が配置されているところがあるが、北海道外においては、民生委員・児童委員、福祉事務所等、生活上の相談に対応する機関はあるものの、アイヌの人々を対象とした特別の体制は整備されていない。

北海道内だけでなく、北海道外においても、アイヌの人々の生活等の相談機能を確保するため、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、アイヌの人々が比較的多く居住していると考えられる首都圏等における定期的な生活相談の実施等、アイヌの人々を対象とした生活相談の取組を実施することが検討されるべきである。また、さらにアイヌの人々の具体的な相談ニーズを踏まえながら、実質的な生活等の相談体制の充実について検討することが求められる。

なお、このような生活等の相談を行うに当たっては、アイヌの人々が忌憚なく意思疎通できるような者を配置することに留意すべきである。

そのほか、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護委員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

さらに、アイヌの人々が広く集う場所等において、生活相談に関する各種パンフレットを配付するなど、生活相談の制度等に関する一層の周知を図ることが必要である。

ウ 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施が重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修においては、具体的な事例を盛り込むなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対しても、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

《参考》法務省ホームページ

～ インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう ～

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑，無責任なうわさ，特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示，差別的な書き込みなど，人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

(中 略)

法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項に「子どもの人権を守ろう」及び「インターネットを悪用した人権侵害をやめよう」を掲げ、年間を通じて啓発活動を行っています。インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動をとるようにしましょう。

■インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した事件のうち、インターネットを利用した人権侵犯事件数は、高水準を維持しています。

平成 20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
5 1 5 件	7 8 6 件	6 5 8 件	6 3 6 件	6 7 1 件

2 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

（1）地域における生協の社会的役割について

生協は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢化社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待される場所である。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施など、必要な指導・支援をお願いしたい。

（2）健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県におかれては、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ② 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ③ 組合員の個人情報等の管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑤ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が

見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、判断されるようお願いしたい。

(3) セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について

平成 26 年度予算案においては、生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率 1/2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取組をお願いしたい。

特に、共済事業を実施する生協を所管している都道府県におかれては、(2)に記載の規制に対応できるよう、生協の財務状況を適切に把握しておく必要がある。このため、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得るなど、検査担当者の知識向上を図った上で、生協の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(4) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第 2 条第 2 項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

(5) 消費生活協同組合法関連諸規定の改正について

以下のとおり消費生活協同組合法施行規則等の見直しを検討しているところであるので、ご承知おきいただきたい。

ア 消費税増税に伴う改正

消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省第 1 号。以下「規則」という。）第 51 条で定める上限金利の適用上利息とみなされない「債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他機械の利用料の額」については、消費税額等相当額を含むと規定されていることから、平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が引上げられる（5%→8%）ことに伴い、消費税率の引上げ相当分（8%－5%＝3%）を、以下のとおり加算。

- ・ 1 万円以下の額 $105 \text{ 円} \div 1.05 \times 1.08 = 108 \text{ 円}$
- ・ 1 万円を超える額 $210 \text{ 円} \div 1.05 \times 1.08 = 216 \text{ 円}$

イ 退職給付に関する会計基準の見直しに伴う改正

企業会計基準委員会（公益財団法人財務会計基準機構に設置）の退職給付に関する会計基準（企業会計基準第 26 号）の公表等を踏まえ、連結貸借対照表の項目として「退職給付に係る資産」、「退職給付に係る負債」及び「退職給付に係る調整累計額」を、連結純資産変動計算書の項目として、「退職給付に係る調整累計額」をそれぞれ追加するとともに、所要の規定の整備を行う。（規則第 81 条、第 82 条、第 84 条、第 107 条、第 149 条関係）

* 「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」（平成 20 年 3 月 28 日社発地第 0328003 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）においても同様の改正を行う。

ウ 団体の名称変更に伴う改正

共済計理人については、規則に掲げる社団法人の正会員であることを要件としているが、当該法人が平成 25 年 4 月 1 日に公益社団法人に移行したことに伴い、下記のように名称変更を行う。（規則第 192 条関係）

- ・社団法人日本アクチュアリー会 → 公益社団法人日本アクチュアリー会
- ・社団法人日本年金数理人会 → 公益社団法人日本年金数理人会

* 「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成 20 年 3 月 31 日社発第 0331005 号厚生労働省社会・援護局長通知）においても同様の名称変更を行う。

（6）国から都道府県への権限移譲について

平成 25 年 12 月 20 日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を受け、消費生活協同組合に関する設立認可・監督権限のうち、地方厚生局の所管に係るものについては、都道府県に移譲される予定である。法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 26 年通常国会に提出することを基本としているので、ご承知おきいただきたい。

（7）生協法施行 5 年経過後の検討について

平成 20 年に施行された改正生協法附則第 38 条において、「この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされているところである。このため、今後、施行状況を把握のうえ必要な検討を行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

連 絡 事 項

1 全国民生委員児童委員大会について

平成26年度の全国民生委員児童委員大会は、和歌山県において開催することとされているので、ご了解願うとともに、管内市町村等への周知をお願いしたい。

第83回全国民生委員児童委員大会

- 開催日：平成26年10月23日（木）～24日（金）
- 会場：和歌山県和歌山市

2 全国ボランティアフェスティバルについて

平成26年度の全国ボランティアフェスティバルは、岐阜県において開催されることとなっているので、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いしたい。

第23回全国ボランティアフェスティバルぎふ

- 開催日：平成26年9月27日（土）～28日（日）
- 会場：長良川国際会議場他（岐阜市）

参 考 资 料

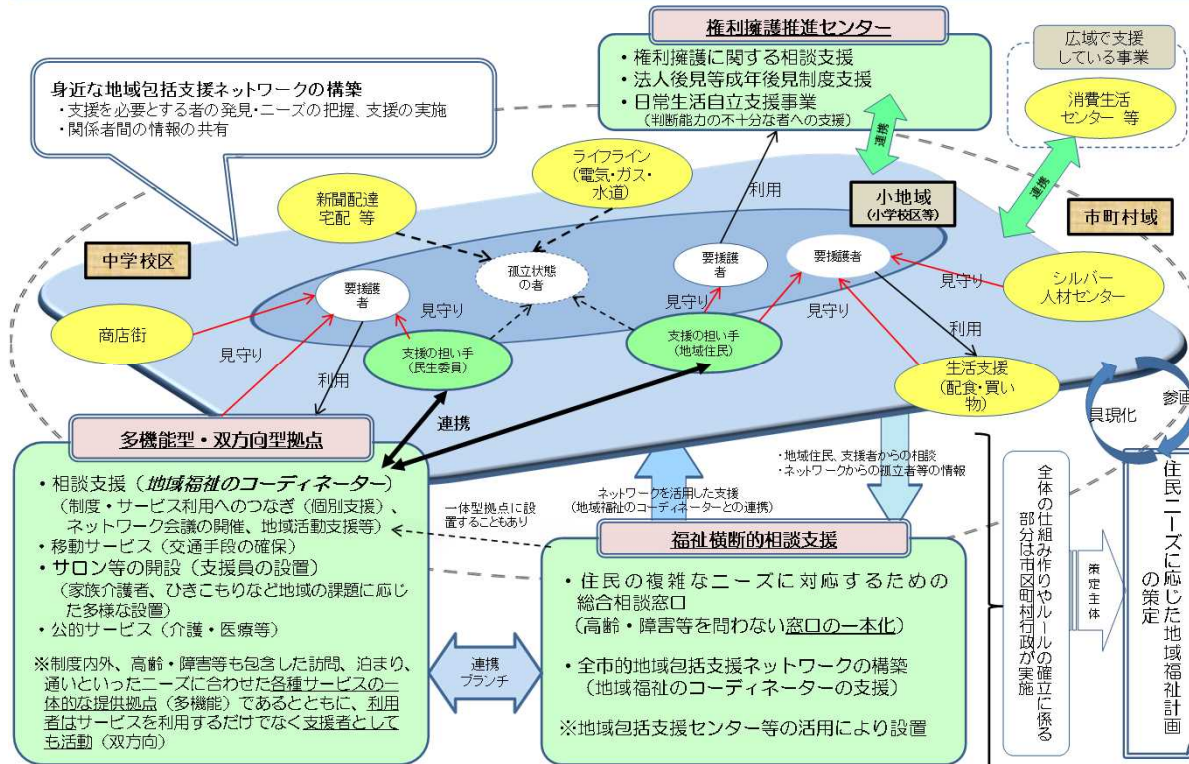
安心生活基盤構築事業

1(2)関係資料

○ 住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充して実施。（平成26年度予算案：セーフティーネット支援対策等事業費（150億円）の内数）

地域における社会的孤立防止体制の構築イメージ

※地域福祉のコーディネーターを多機能型・双方向型の拠点に配置する例



事業概要

①安心生活創造推進事業

○事業内容

(1) 基本事業

- ・抜け漏れのない実態把握
 - ・社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
- ・生活課題検討・調整事業
 - ・個別支援のための支援内容の検討・調整（ケース会議の開催等）
- ・抜け漏れのない支援実施事業
 - ・買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施 等
- ・地域支援活性化事業
 - ・地域福祉の調整役（コーディネーター）の配置 等
- ・住民参加型まちづくり普及啓発事業
 - ・参加を促すイベントや研修による人材確保 等
- ・自主財源確保事業（第Ⅱ期からの実施も可能）
 - ・寄付や物販等を通じた財源の確保

(2) 選択事業（基本事業の上乗せとして実施）

- ・高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談体制を構築
- ・多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置
- ・権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置 等

○実施主体：都道府県、市区町村

○補助率：定額

第Ⅰ期 基本事業@1,000万円（人口規模に応じて増額）、
選択事業：@1,000万円

第Ⅱ期 基本事業：@600万円、選択事業：@600万円

○第Ⅰ期（始動期）と第Ⅱ期（発展期）の通算5年間の補助

②日常生活自立支援事業

○日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な者への契約等の支援

○実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会

○補助率：1/2（ただし、生活保護受給者の利用に要する経費については定額）

安心生活創造事業成果報告書（H24. 8）※平成21年度～23年度のモデル事業の成果・課題等を収載

【今後重要と考えられる取組み】

- ①社会的孤立を防ぐための官民間われない多様な主体との連携・協働 ②総合的な相談支援体制の確立
③地域福祉計画の策定 ④契約支援・権利擁護の必要性 ⑤要援護者も社会参加・自己実現できる仕組み

【参考】集落地域における「小さな拠点」づくりに係る国の関連施策一覧①

(平成25年3月末現在)

総合的な施策等

国土交通省資料をもとに厚生労働省地域福祉課作成

施策名	所管府省	施策の概要
集落地域における「小さな拠点」形成推進費	国土交通省国土政策局総合計画課	買い物や医療・福祉等の生活サービスや地域活動を集めた「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保を図ることにより、持続可能な集落地域づくりを推進する(対象者:複数の集落が集まる地域)
特定地域再生事業費補助金	内閣府地域活性化推進室	先駆的・分野横断的な取組みに対して、①特定地域再生計画策定事業、②特定地域再生計画推進事業により、地域再生計画の策定や事業実施を支援するもの。(対象者:①は地方公共団体、②は地方公共団体、地域再生推進法人等)
過疎対策事業費	総務省自治財政局財務調査課	過疎地域自立促進特別措置法の規定による計画に基づき実施する事業の財源として特別に発行が認められた地方債。(対象者:市町村等)
過疎集落等自立再生対策費(過疎地域等自立活性化推進交付金)	総務省自治行政局過疎対策室	住民の一体性のある生活圏単位で、そのニーズに応じてきめ細かく集落の維持・活性化に総合的に取り組む事業について、ソフト面を中心に支援を行うもの。(対象者:住民団体、その他組織及び市町村等)

地域活動の担い手関連(総務省関係のみ)

施策名	所管府省	施策の概要
地域おこし協力隊	総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室	地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。※3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能。(対象者:地方自治体)
集落支援員		地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。(対象者:地方自治体)
「域学連携」地域づくり施策		大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や人材育成に資する活動を支援。(対象者:地方公共団体)

【参考】集落地域における「小さな拠点」づくりに係る国の関連施策一覧②

(平成25年3月末現在)

拠点施設整備関連

国土交通省資料をもとに厚生労働省地域福祉課作成

施策名	所管府省	施策の概要
過疎地域遊休施設再整備事業 (過疎地域等自立活性化推進交付金)	総務省自治行政局 過疎対策室	過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設等を整備する際に要する経費に対して補助を行うもの。(対象者:過疎地域市町村等)
過疎地域集落再編整備事業 (過疎地域等自立活性化推進交付金)		集落を再編整備するため、定住団地の整備、空き家の改修等に要する経費に対して補助を行うもの。(対象者:過疎地域市町村)
辺地対策事業債	総務省自治財政局 財務調査課	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて定められた計画により実施する公共的施設の整備事業の財源として特別に発行が認められた地方債。(対象者:市町村等)
～未来につなごう～「みんなの 廃校プロジェクト」	文部科学省大臣官 房文教施設企画部 施設助成課	未活用の廃校施設等の情報を集約し、ホームページ上で公表して活用希望者とのマッチング等を行う。(対象者:地方公共団体、民間事業者など)
集落活性化推進事業	国土交通省国土政 策局地方振興課	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、地域拠点の整備を支援し、定住人口の流出抑制、交流人口の増加を図る。(対象者:市町村又はNPO法人若しくはまちづくり協議会、その他団体)

福祉サービス関連

施策名	所管府省	施策の概要
地域介護・福祉空間整備等施設 整備交付金、地域介護・福祉空 間整備推進交付金	厚生労働省老健局 高齢者支援課	地域の実情に合わせて自主性・創意工夫をいかにさせるような介護・福祉サービスの基盤整備に対する支援を行う交付金。また、地域密着型サービス等の導入等のため、特に必要と認められる場合に経費を助成。(対象者:市区町村)
へき地保育事業	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局保 育課	山間地及び離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域に設置するへき地保育所の運営費に対する補助を行うもの。(対象者:市町村)

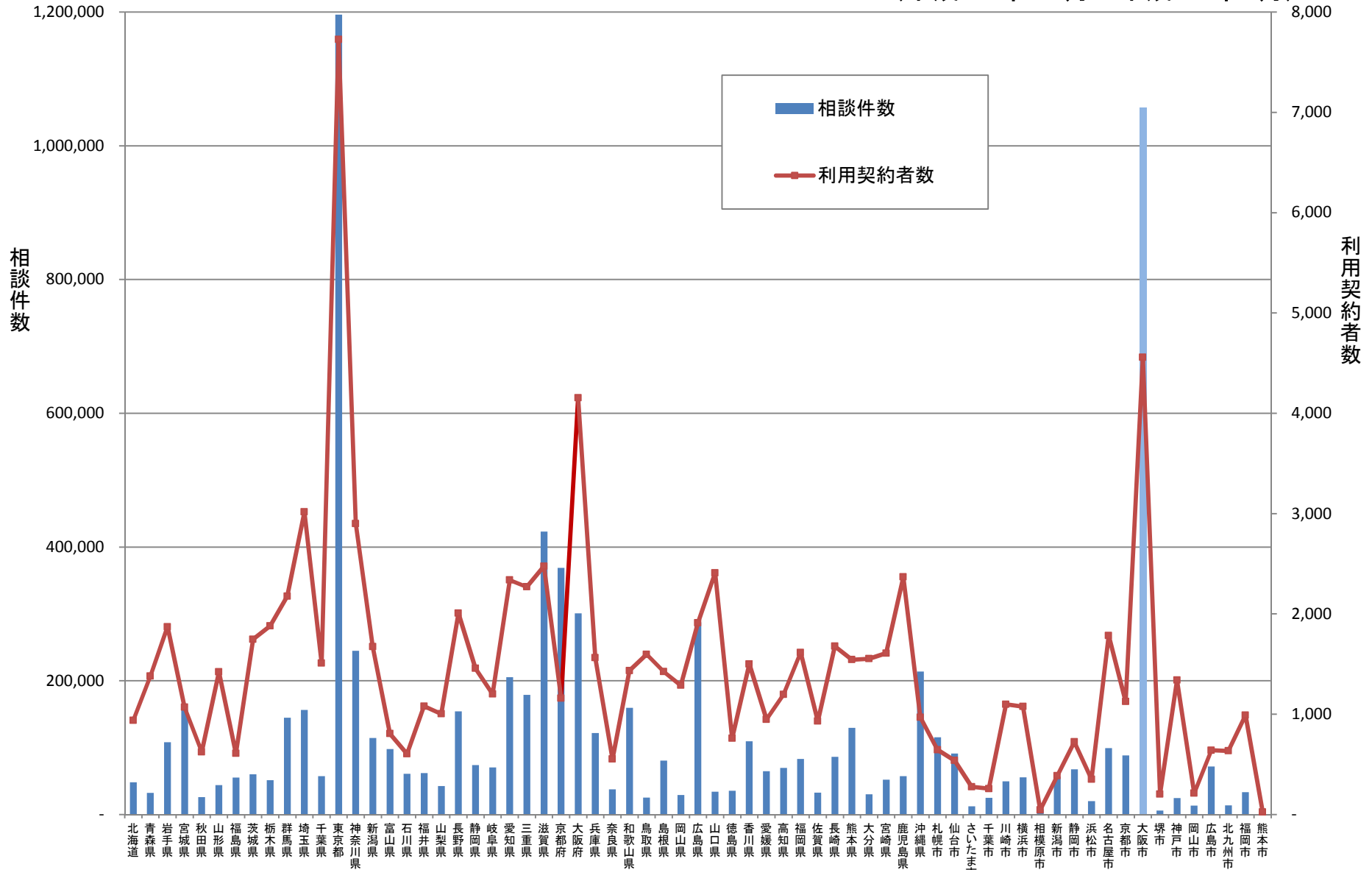
【参考】平成26年度 関係省庁(国)の買い物弱者対策関連事業(案)

国土交通省及び経済産業省資料をもとに厚生労働省地域福祉課作成

施策名	所管府省	施策の概要
買い物弱者応援マニュアル ver.2.0	経済産業省商務流通保安グループ流通政策課	買い物弱者対策への取り組みを検討する際に参考となる先進事例や事業を継続していくための工夫を紹介。(対象者:地域住民、流通事業者、商店街関係者、自治体関係者等)
中小企業移動販売支援事業	経済産業省中小企業庁小規模企業政策室	仮設住宅等の被災者の買い物環境を整備するため、また中小企業の事業を支援するため、中小企業者に対する移動販売車両(軽トラック)の貸し出しを行う。
地域商業自立促進事業	経済産業省中小企業庁商業課	地域経済の持続的発展を図るため、商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、地域コミュニティの形成に資する取組や商店街等の新陳代謝を図る取組を支援するとともに、商店街等の魅力創造に向けた取組を支援する。
商店街まちづくり事業	経済産業省中小企業庁商業課	商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、地域の行政機関等からの要請に基づいて実施する、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備等を支援する。
都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課	農山村漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を国が直接支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。
食料品アクセス環境改善対策事業	農林水産省食料産業局食品小売サービス課	食料品の購入等に不便や困難をもたらす「食料品アクセス問題」を改善するため、事業者及び有識者等による企画検討会や必要な調査等を実施し、地域の実態に応じた食料品へのアクセス改善方を策定する。
地域支援事業	厚生労働省老健局振興課	要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村の実施する「地域支援事業」に国も一定の費用を負担する。
安心生活基盤構築事業	厚生労働省社会・援護局地域福祉課	日常生活を円滑に営むための見守り、暮らしの基本となる買い物支援等の生活支援サービスを行い、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目的とした事業(定額補助)

日常生活自立支援事業実施主体別延べ相談件数・利用契約者数

(平成11年10月～平成25年3月)



全国社会福祉協議会調べより厚労省地域福祉課作成

地域コミュニティ復興支援事業

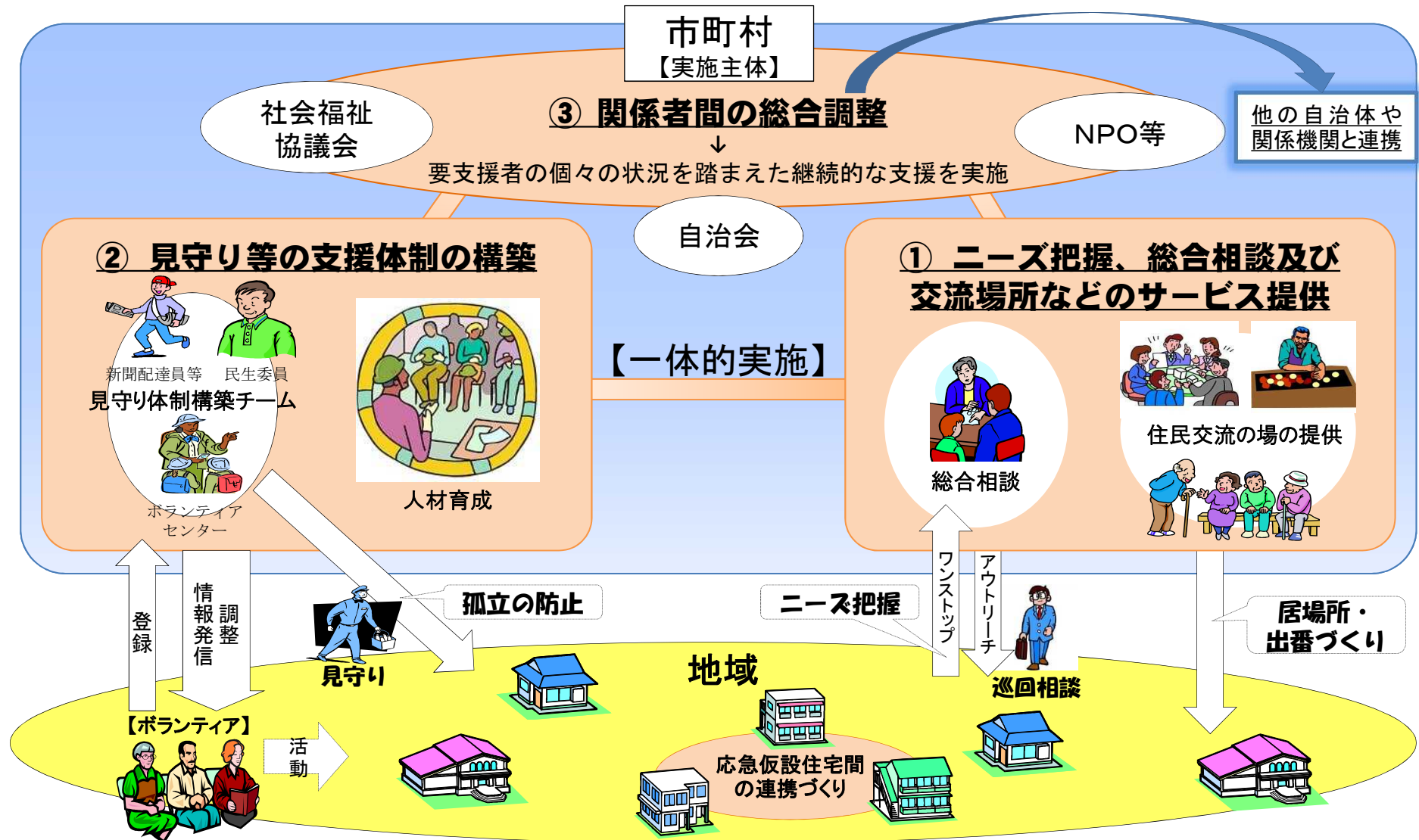
1(5) 関係資料

【事業実績】 10県146市町村で実施
(平成25年4月現在)

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供
- ②見守り等の支援体制の構築
- ③関係者間の総合調整



寄り添い型相談支援事業 コール実績

1(6) 関係資料

	平成24年度	平成25年度 (4月～1月)	内訳	
			被災地以外全国	被災地
生活の悩み全般	8,525,905 (78.4%)	9,021,965 (76.8%)	8,757,912 (77.5%)	264,053 (58.2%)
自殺	1,174,393 (10.8%)	1,346,171 (11.5%)	1,224,302 (10.8%)	121,869 (26.8%)
性暴力やDVなどの女性の相談	559,527 (5.1%)	585,653 (5.0%)	550,056 (4.9%)	35,597 (7.8%)
外国語による相談	46,198 (0.4%)	64,166 (0.5%)	60,297 (0.5%)	3,869 (0.9%)
セクシャルマイノリティの方のための相談	384,500 (3.5%)	534,149 (4.5%)	519,081 (4.6%)	15,068 (3.3%)
その他	187,704 (1.7%)	199,343 (1.7%)	185,856 (1.6%)	13,487 (3.0%)
合計	10,878,227	11,751,447	11,297,504	453,943

※その他はエラーコール数である。

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話できた数(接続完了数)は、平成24年度全国ベースで384,754件である。

平成24年度寄り添い型相談支援事業コール実績について

単位：件

	総呼数		総呼数
北海道	296,928	大阪府	988,737
青森県	31,382	京都府	220,557
秋田県	71,874	滋賀県	75,924
岩手県	306,545	奈良県	47,595
宮城県	275,107	和歌山県	42,907
山形県	70,495	兵庫県	305,039
福島県	135,222	岡山県	180,617
新潟県	99,114	広島県	165,340
長野県	94,096	島根県	62,482
群馬県	85,739	鳥取県	22,099
栃木県	182,226	山口県	68,325
茨城県	197,300	香川県	115,597
東京都	1,562,304	徳島県	37,326
神奈川県	796,295	高知県	142,672
千葉県	502,488	愛媛県	84,815
埼玉県	763,788	福岡県	455,791
山梨県	21,386	佐賀県	14,848
愛知県	862,647	長崎県	151,556
静岡県	447,395	熊本県	41,023
岐阜県	85,989	大分県	94,314
三重県	236,630	宮崎県	91,417
富山県	82,063	鹿児島県	85,969
石川県	43,100	沖縄県	82,901
福井県	37,939	その他(エラコール数)	12,324
		合 計	10,878,227

(注) コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話ができなかった数(接続完了数)は、平成24年度全国ベースで384,754件である。

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

○調査対象：1,742市町村

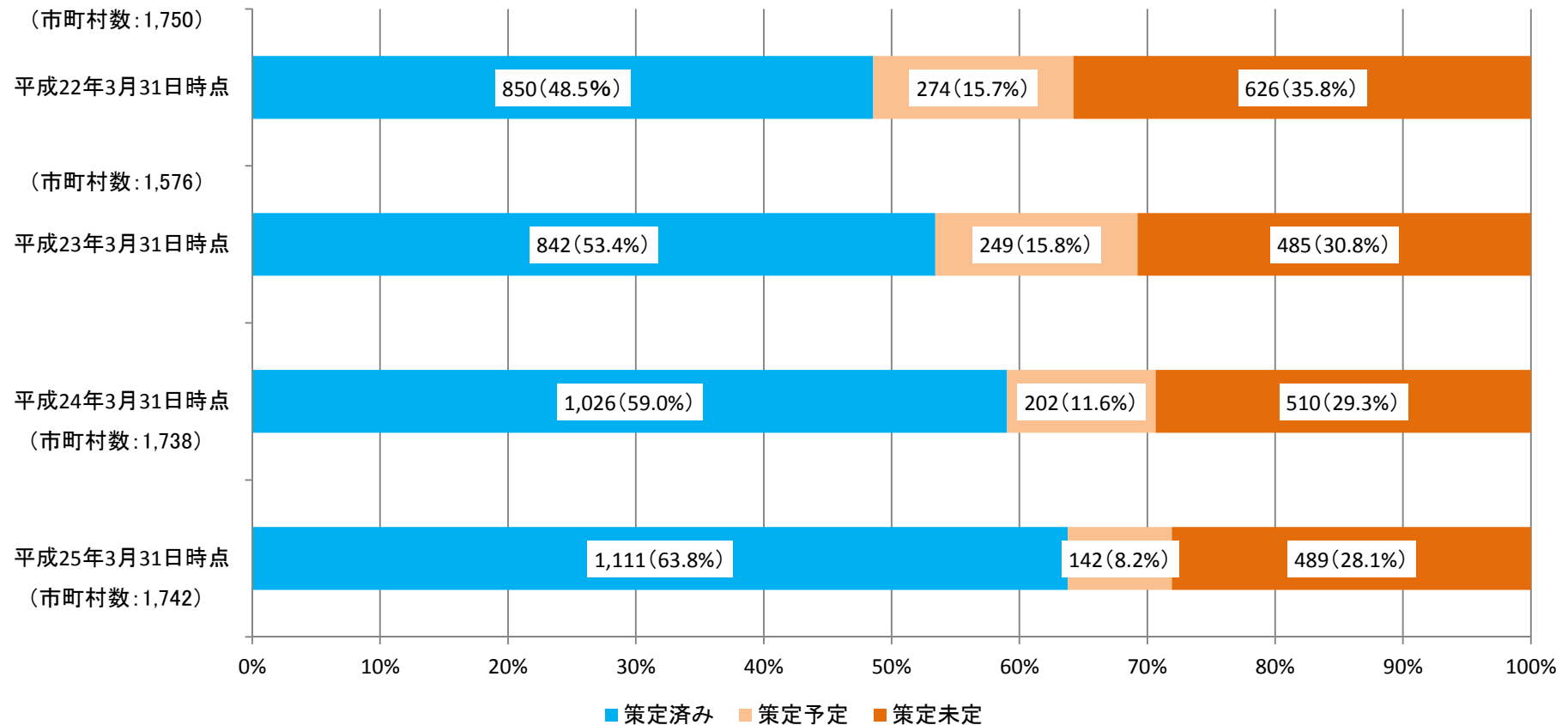
○回答数：1,742市町村(回収率100%)

○調査時点：平成25年3月31日

I-1. 市町村地域福祉計画の策定状況

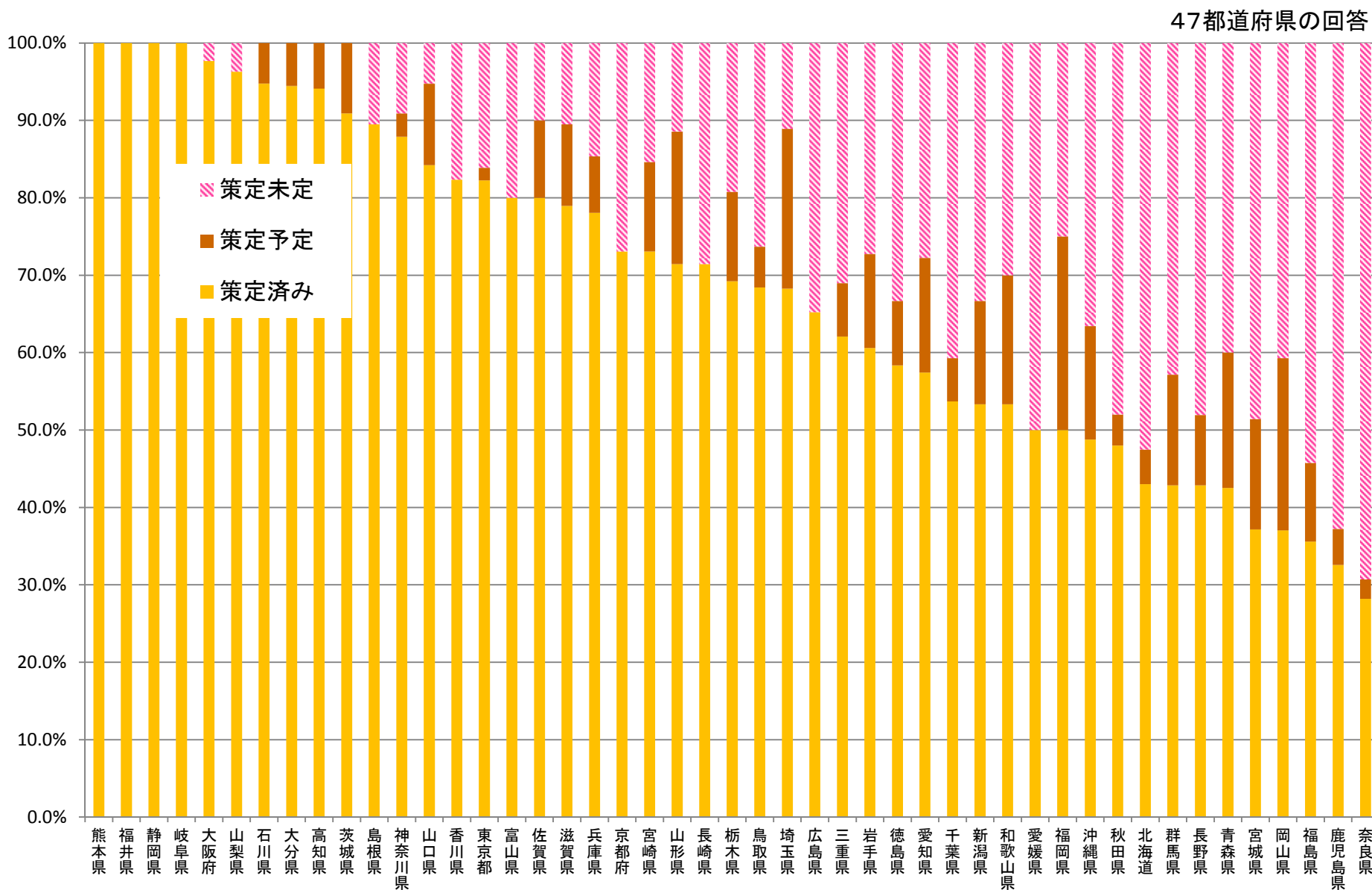
○東日本大震災の影響により、平成23年3月31日時点調査では宮城県、山形県、福島県、茨城県の全部、および、岩手県の一部の計174市町村、平成24年3月31日時点調査では福島県の4町村から回答を得ることができなかった。

○「策定済み」市町村は、平成22年3月31日時点からの3年間で261市町村(15.3ポイント)増加して63.8%となった。



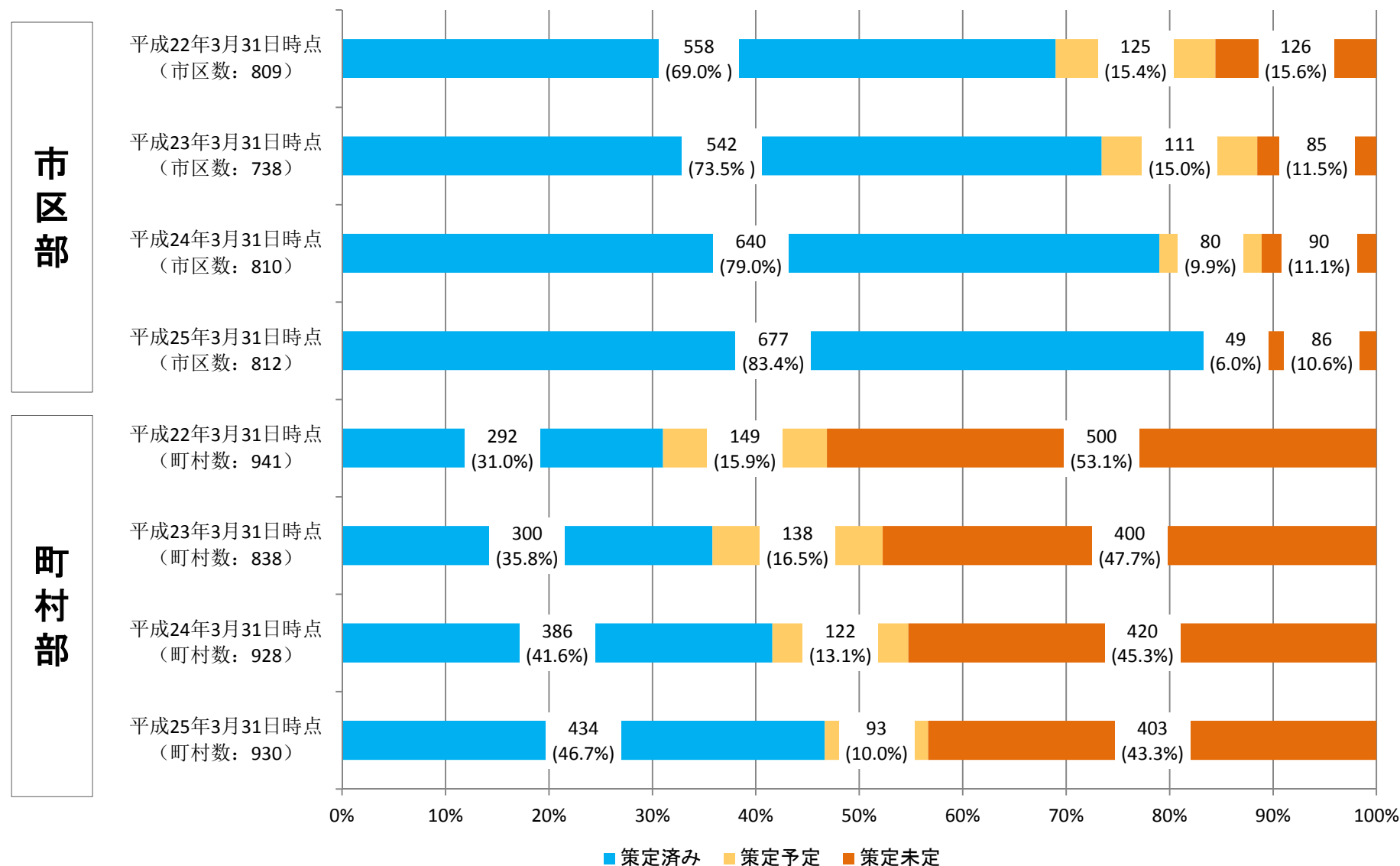
都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況

○市町村地域福祉計画の都道府県間における策定状況には、最大約3.5倍の開きが生じている。



市区部・町村部別の策定状況

- 「策定済み」回答の割合は、市区部・町村部ともに平成22年3月31日時点より14ポイント以上増加している。
- 一方で、市区部と町村部の策定率には依然として約1.8倍の開きがある。「策定未定」回答は市区部で10.6%、町村部で43.3%となっており差が大きい。



平成25年度 民生委員・児童委員の日 活動強化週間
都道府県・指定都市、市区町村・法定単位民児協 主な取組み予定

一部抜粋

平成25年5月7日/全国民生委員児童委員連合会調べ

県名	民児協名	活動日時/場所	取り組む活動内容
栃木県	1 栃木県民児協	活動強化期間を含む前後/県内全域	民生委員・児童委員の活動を周知するリーフレット(40万枚)を配布。併せて、活動強化週間を周知する広報文を添えたポケットティッシュ(約39万個)を配布。
群馬県	1 安中市民児協	5月13日(月)/訪問者宅	市長による一日民生委員・児童委員友愛訪問活動の実施。具体的には、各単位民児協ごとに訪問先候補者等を選定し、市長、会長、地区会長、区域担当委員が訪問し、お話を伺う中で状況を把握する活動。(市長に民生委員・児童委員の活動内容及び地域福祉の必要性をご理解いただくために開始したもの)
東京都	1 東京都民児連	5月12日(日)11:00~11:40	「平成25年度第2回民生委員・児童委員活動普及・啓発パレード」(都内1万人の民生委員・児童委員が安全で安心な福祉の街づくりを目指して、多くの関係機関と連携しながら活動していることを広く普及・啓発するためのパレードを実施。当日は、新宿駅東口の新宿通りを、約1,000人の民生委員・児童委員がパレードすると共に、東京都民生児童委員キャラクターのミンジーも登場し、都民と触れ合う時間を予定。)
	2 東京都民児連	5月29日(水) 13:00~16:15	「東京都民生委員・児童委員合唱チャリティーコンサート」 (都内民生児童委員が、「東日本大震災子ども応援募金」を通じて被災者支援に継続的に取り組んでいることや、民生児童委員の活動内容を広く知っていただくために実施。都内の民児協協同士の交流も目的としており、14地区の合唱隊が日頃の練習の成果を披露。 当日は、ミンジーグッズの販売と併せて子ども応援募金を呼びかけ、コンサートの最後には、東日本大震災復興支援ソング「花は咲く」を全員で合唱する予定。)

県名	民児協名		活動日時／場所	取り組む活動内容
愛知県	1	常滑市民児協	5月12日(日) 時間は未定	<u>常滑市内の小学6年生(4名予定)を対象に“一日民生委員・児童委員”を委嘱して、民生委員・児童委員と一緒に「ひとり暮らし高齢者1宅の訪問を行う予定。</u>
広島県	1	広島県民児協	5月12日(日)～18日(土)	中国放送(RCC)で民生委員児童委員のCMを放送。 http://www.hiroshima-fukushi.net/minjikyo/hiroshima/
大分県	1	大分市民児協	5月12日(日)9時50分～ 大分市大手公園→トキハ前	<u>9時50分～全体集会(児童を一日民生委員に委嘱)</u> <u>10時20分～市内パレード</u> <u>・民生委員・児童委員約700名がお揃いのブルゾンを着て街頭パレードを実施。</u> (詳細は大分市HPへ掲載予定 http://www.city.oita.oita.jp/)
	2	臼杵市民児協	5月11日(土)午前中 臼杵市役所→市内中心部	<u>民生委員・児童委員約100名が市の広報車を先頭にパレードを実施。</u> (市報、福祉だよりへの掲載を予定)。新聞、市内ケーブルテレビへの取材依頼中。
沖縄県	1	那覇市民児協	5月10日 12:30～13:00 那覇市役所口 ビー付近	<u>市長への一日民生委員・児童委員委嘱を実施。交付式では地域の園児の協力により、アトラクションを実施。</u>
	2		5月10日13:30～14:00 天久地域老夫婦世帯	<u>市長が一日民生委員として地域へ友愛訪問。</u>

5-2: 人の生命・身体の保護

1 個人情報取扱事業者からの情報提供について

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、以下の場合には、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法23条1項2号)

2 地方公共団体からの情報提供について

いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、各地方公共団体が定める個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用を行うことが望まれ、それにより、人の生命・身体を保護するために関係者間で個人情報を共有することができる。

○災害時
○いわゆる「孤立死」の事案

5-3: 人の生命・身体の保護
個人情報取扱事業者からの情報提供①

今般、地域で亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という事案が発生

地方公共団体と事業者等の間で、いわゆる「見守り協定」を締結するなど、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例がある。

事業者等
(電気・ガス事業者、新聞配達、宅配業者等)

≡ 見守り協定 ≡

地方公共団体

異変の
発見

- ・ 本人の同意を得たとき
- ・ 本人の同意は得られないが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

公的機関
へ通報

【参考となる通知等】

- ・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について(平成24年5月厚生労働省)」

5-9: 民生委員・児童委員への提供

・**個人情報取扱事業者**は、国や**地方公共団体等に協力する場合**であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる(法23条1項4号)。

・民生委員・児童委員は福祉事務所などの協力機関として職務を行う**特別職の地方公務員**とされているため、個人情報取扱事業者から民生委員・児童委員へその職務の遂行に必要な個人データを提供することは、可能

※各地方公共団体から民生委員・児童委員への情報提供については、各地方公共団体の定める「個人情報保護条例」の解釈・運用による

・民生委員・児童委員は、**民生委員法**において、**守秘義務**が課せられていることも踏まえ、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましい。



【参考となる通知等】

- ・「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について(平成19年3月厚生労働省)」
- ・「要介護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」
- ・「社会・援護局関係主管課長会議(平成24年3月1日開催)資料」

個人情報保護法に関するよくある質問と回答

Q5 - 19 民生委員・児童委員をしていますが、市町村や民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供をうけられず苦慮しています。提供を受けることは可能ですか。

A 民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、個人情報取扱事業者からその職務の遂行に必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外として、可能と考えられます。

地方公共団体からの情報提供については、それぞれの条例の解釈によります。

民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

消費者安全法の改正（概要）

1. 地域の見守りネットワークの構築

- 地方公共団体による「消費者安全の確保のための地域協議会」の設置
- 地域で活動する「消費生活協力員」「消費生活協力団体」を育成・確保

2. 消費生活相談等により得られた情報の活用に向けた基盤整備

- 協議会の構成機関・構成員が消費生活相談により得られた情報を「地域協議会」の活動等のために共有するとともに、守秘義務規定や情報管理等のルールを整備

3. 消費生活相談体制の強化

- 都道府県の事務として、管内市町村に対する助言・協力、広域連携の調整及び消費生活相談等の実施が困難な市町村の事務の一部を代替実施
- 民間委託受託者に対し、守秘義務、最低限求められる要件を課す

4. 消費者行政職員及び消費生活相談員の確保と資質向上

- 消費者行政職員に対する研修の実施
- 消費生活相談員の職を法律に位置づけ
- 資格試験制度を創設し、消費生活相談員を、資格試験の合格者及びこれと同等以上の知識・技術を有する者から任用（内閣府令第7条で定める有資格者は任用要件とし規定）。要件を満たし、内閣総理大臣の登録を受けた団体が試験を実施
- 市町村への助言・協力行う職「特定消費生活相談員」を都道府県に配置

生活福祉資金都道府県別貸付決定件数及び金額

NO.	都道府県	平成23年度		平成24年度	
		貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)
1	北海道	1,493	932,318	1,054	762,818
2	青森県	789	432,669	585	407,568
3	岩手県	3,615	1,313,801	1,396	924,436
4	宮城県	38,960	5,645,158	155	117,419
5	秋田県	671	355,899	388	195,540
6	山形県	1,142	563,123	826	476,248
7	福島県	25,831	3,905,900	534	186,043
8	茨城県	871	311,700	121	43,452
9	栃木県	661	286,952	362	227,389
10	群馬県	1,266	383,987	1,198	344,939
11	埼玉県	2,371	1,261,220	1,218	627,765
12	千葉県	4,380	2,103,837	3,044	1,370,935
13	東京都	5,397	4,118,751	3,589	3,903,650
14	神奈川県	1,639	758,984	1,406	556,892
15	新潟県	1,014	343,283	525	199,521
16	富山県	327	93,115	251	59,975
17	石川県	740	265,664	597	192,799
18	福井県	175	55,944	139	43,322
19	山梨県	116	28,334	113	40,994
20	長野県	450	162,950	272	91,806
21	岐阜県	509	160,470	386	69,390
22	静岡県	1,704	647,120	999	236,489
23	愛知県	844	332,040	504	257,121
24	三重県	890	323,394	923	279,118
25	滋賀県	668	400,383	663	412,415
26	京都府	3,203	1,435,751	2,023	879,905
27	大阪府	4,738	3,247,255	4,066	2,742,847
28	兵庫県	3,027	1,533,951	2,349	1,007,601
29	奈良県	386	155,676	238	73,629
30	和歌山県	89	62,214	119	84,564
31	鳥取県	309	88,997	328	103,786
32	島根県	260	128,513	208	104,500
33	岡山県	87	51,324	64	40,226
34	広島県	775	207,607	632	162,988
35	山口県	268	90,229	180	62,436
36	徳島県	106	83,871	79	62,824
37	香川県	460	120,954	337	61,283
38	愛媛県	321	139,306	251	83,188
39	高知県	477	309,381	438	275,983
40	福岡県	3,787	1,825,026	3,367	1,577,552
41	佐賀県	30	19,089	19	13,917
42	長崎県	777	504,703	781	509,850
43	熊本県	399	175,056	326	137,494
44	大分県	759	176,137	725	165,312
45	宮崎県	771	427,281	747	432,296
46	鹿児島県	456	110,527	423	137,231
47	沖縄県	1,059	404,667	941	431,055
	合計	119,067	36,484,511	39,889	21,178,511

生活福祉資金の資金種類別貸付決定状況

資金種類	H20		H21		H22		H23		H24	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉費等	1,736 件	14.9 億円	4,115 件	33.4 億円	5,066 件	39.3 億円	4,782 件	31.3 億円	4,387 件	24.7 億円
緊急小口資金	3,127 件	2.4 億円	15,590 件	13.3 億円	21,376 件	18.6 億円	81,587 件	106.7 億円	11,101 件	8.5 億円
教育支援資金	7,906 件	60.3 億円	13,139 件	93.0 億円	14,287 件	99.7 億円	14,047 件	94.0 億円	14,113 件	94.8 億円
総合支援資金(H21.10～)	/	/	26,353 件	178.7 億円	41,344 件	262.2 億円	18,320 件	103.2 億円	9,920 件	51.1 億円
離職者支援資金(～H21.9)	1,610 件	23.0 億円	1,960 件	24.1 億円	/	/	/	/	/	/
不動産担保型生活資金	119 件	20.1 億円	127 件	21.0 億円	120 件	19.7 億円	93 件	14.2 億円	84 件	12.8 億円
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(H19.4～)	367 件	24.9 億円	244 件	15.7 億円	238 件	16.8 億円	228 件	15.4 億円	284 件	19.8 億円
計	14,865 件	145.6 億円	61,528 件	379.2 億円	82,431 件	456.3 億円	119,057 件	364.8 億円	39,889 件	211.8 億円

※ 各資金種類の貸付決定額は端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

※ 平成23年度の緊急小口資金については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付けを含む。

※ 平成23年度以降の福祉費については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付けを含む。

ホームレス対策の概要

1(12) 関係資料

根拠法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日公布・施行 法律第105号、議員立法)

※10年の時限立法であったが、さらに期限を5年間延長する一部改正法が平成24年6月27日に公布・施行。

ホームレスの定義(法第2条)

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ホームレス自立支援法における施策の目標等(法第3条第1項)

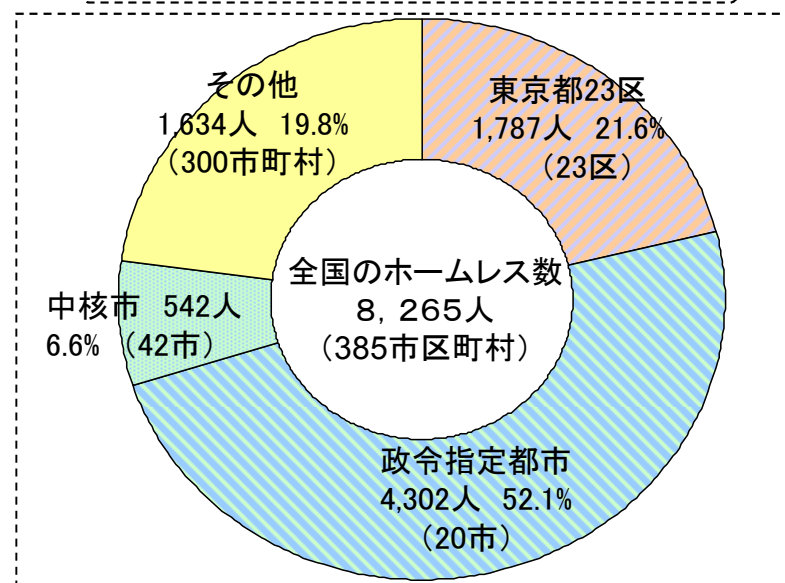
○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、全国調査を毎年1月に実施。
(平成25年は15年と比べ、▲17,031人(Δ67.3%)。)

調査年	ホームレスの数	前回との増減
平成15年	25,296人	
平成19年	18,564人	▲6,732人(Δ26.6%)
平成20年	16,018人	▲2,546人(Δ13.7%)
平成21年	15,759人	▲259人(Δ1.6%)
平成22年	13,124人	▲2,635人(Δ16.7%)
平成23年	10,890人	▲2,234人(Δ17.0%)
平成24年	9,576人	▲1,314人(Δ12.1%)
平成25年	8,265人	▲1,311人(Δ13.7%)

全国のホームレス分布状況(平成25年1月調査)



■ 都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成25年調査				24年調査	25-24 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			23年調査	22年調査	21年調査
北海道	35	3	7	45	71	▲ 26	85	98	124
青森県	2	0	0	2	3	▲ 1	3	5	8
岩手県	3	0	0	3	5	▲ 2	8	15	21
宮城県	98	5	4	107	92	15	138	119	140
秋田県	7	0	0	7	11	▲ 4	8	12	15
山形県	4	0	0	4	4	0	8	7	18
福島県	13	2	1	16	19	▲ 3	14	22	20
茨城県	29	4	7	40	44	▲ 4	52	60	62
栃木県	30	0	4	34	48	▲ 14	62	63	74
群馬県	40	3	1	44	62	▲ 18	83	110	98
埼玉県	283	6	51	340	427	▲ 87	497	592	622
千葉県	285	10	21	316	355	▲ 39	462	510	503
東京都	1,955	51	0	2,006	2,368	▲ 362	2,672	3,125	3,428
神奈川県	1,336	35	24	1,395	1,509	▲ 114	1,685	1,814	1,804
新潟県	6	0	0	6	6	0	22	23	39
富山県	13	0	1	14	14	0	18	24	32
石川県	7	0	1	8	11	▲ 3	14	17	24
福井県	3	0	0	3	1	2	4	5	28
山梨県	11	1	4	16	22	▲ 6	30	36	38
長野県	5	0	0	5	7	▲ 2	7	14	13
岐阜県	14	4	2	20	25	▲ 5	29	47	74
静岡県	116	6	38	160	182	▲ 22	209	240	297
愛知県	334	13	92	439	518	▲ 79	644	747	929
三重県	30	2	0	32	39	▲ 7	42	55	61
滋賀県	5	0	0	5	11	▲ 6	9	14	18
京都府	127	10	20	157	176	▲ 19	279	295	353
大阪府	2,029	58	7	2,094	2,417	▲ 323	2,500	3,338	4,302
兵庫県	181	7	27	215	273	▲ 58	341	419	533
奈良県	0	0	1	1	3	▲ 2	3	11	14
和歌山県	16	1	0	17	21	▲ 4	27	29	56
鳥取県	2	0	0	2	3	▲ 1	2	1	3
島根県	0	0	0	0	0	0	1	1	4
岡山県	15	0	3	18	24	▲ 6	31	57	75
広島県	65	3	1	69	90	▲ 21	80	106	154
山口県	4	0	0	4	6	▲ 2	10	9	11
徳島県	2	0	5	7	4	3	3	4	8
香川県	10	0	0	10	16	▲ 6	21	28	27
愛媛県	22	1	2	25	24	1	44	37	38
高知県	4	0	0	4	5	▲ 1	8	5	14
福岡県	323	19	12	354	423	▲ 69	442	614	1,237
佐賀県	13	1	0	14	11	3	26	38	39
長崎県	4	0	2	6	7	▲ 1	12	15	13
熊本県	35	4	1	40	49	▲ 9	40	76	73
大分県	13	0	0	13	20	▲ 7	20	32	38
宮崎県	4	0	0	4	6	▲ 2	20	40	31
鹿児島県	42	0	0	42	41	1	39	43	57
沖縄県	96	5	1	102	103	▲ 1	136	152	189
合計	7,671	254	340	8,265	9,576	▲ 1,311	10,890	13,124	15,759

※福島県の9町村（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）は、震災の影響で調査を実施していない。

1(13)ア 関係資料

地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金の交付要綱一部改正（案）新旧対照表

※改正箇所については下線部分。

1. 区分	2. 種目	3. 基 準 額	4. 対 象 経 費
指導監督等事業	指導監督等事業費	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県が行う指導監督事業及び研修会（講習会）開催事業並びに指定都市等が行う研修会（講習会）開催事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
隣保館運営等事業	隣保館運営費	次により算出された額の合計額 1. 相談事業等 厚生労働大臣が必要と認めた額 2. 周辺地域巡回事業 1館当たり225,000円 ただし、事業期間が1年に満たない場合はこの基準額に <u>事業実施月数</u> 12月 を乗ずるものとする。	隣保館運営に必要な報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金
	隣保館デイサービス事業費	1館当たり <u>1,191,000円</u>	隣保館デイサービス事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
	地域交流促進事業費	次により算出された額の合算額 1. 休日等開館事業 <u>5,992円</u> ×活動延日数 ただし、年間24日以上であること	地域交流促進事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料

		2. 交流促進講座開催事業 1館当たり459,000円 ただし、1講座当たり 月6時間程度以上、年18時間 以上開催すること	及び賃借料、原材料費、備 品購入費
	相談機能 強化 事業費	1館当たり1,075,000円	相談機能強化事業の実施 に必要な報酬、共済費、 賃金、報償費、旅費、 需用費、役務費（保険料を 除く。）、委託料、使用料 及び賃借料、原材料費、備 品購入費
	広域隣保 活動 事業費	1ヶ所当たり1,613,000円	広域隣保活動事業の実施 に必要な報酬、共済費、賃 金、報償費、旅費、 需用費、役務費（保険料を 除く。）、委託料、使用料 及び賃借料、原材料費、備 品購入費
生活館 運営等 事業	生活館 運営費	1館当たり 1,096,000円 ただし、 1. 厚生労働大臣が認めた生活館 については3,604,000円の範囲 内とする。 2. 事業期間が1年に満たない場 合は基準額に $\frac{\text{事業実施月数}}{12\text{月}}$ を乗じるものとする。	生活館運営のために必要 な報酬、賃金、報償費、旅 費、需用費、役務費（保険 料を除く。）、使用料及び 賃借料、原材料費、備品購 入費（ただし、厚生労働大 臣が認めた生活館について は給料、職員手当及び共済 費を含む。）
	生活館 活動推進 事業費	1館当たり162,000円 ただし、これによりがたい場合 には厚生労働大臣が必要と認めた 額	生活館活動推進事業の実 施に必要な報酬、賃金、報 償費、旅費、需用費、役務 費（保険料を除く。）、使 用料及び賃借料、原材料 費、備品購入費

アイヌのための電話相談事業(試行)について(概要)

厚生労働省の平成25年度社会福祉推進事業として、内閣官房アイヌ総合政策室と連携しながら、次のとおり試行的に実施。

1. 実施主体 (公益財団法人) 人権教育啓発推進センター
〔横田洋三理事長〕
2. 実施時期 平成25年9月20日～26年3月31日の間、相談対応を行い、その後、分析・評価する。
3. 相談体制
 - フリーダイヤル(0120-771-208)による電話相談。
※ 来訪による相談にも対応(予約制)。
 - アイヌの相談員2名を含め専任の相談員を配置(合計4名)。
※ 相談者の希望によりアイヌの相談員が対応。
 - 午前10:00～午後7:00(土曜日は午後6:00)まで対応。
※ 日曜日、祝日はお休み。
(平成26年1月19日までは日曜日、祝日も対応)
4. 相談の内容
 - 生活相談全般
(差別やプライバシー侵害などの相談も含む。)

何かお困りのことはありませんか

アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします

～アイヌの方々のための全国一斉電話相談を行っています～

期間延長の
お知らせ

シマフクロウは、アイヌ語では、シマフクロウをコタンコロカムト（村を守る神）も考え、自然とともに大切に生きてきました。

公益財団法人 人権教育啓発推進センターで行っております
アイヌの方々の悩みをお受けする電話相談事業は、
相談受付曜日及び時間を一部変更し、
3月31日(月)まで期間を延長いたします。
嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。
ご希望によりアイヌの相談員が応じます。

【受付期間】

9月20日(金)～3月31日(月)

時間 平日 午前10時～午後7時

土曜日 午前10時～午後6時

※日曜日・祝日は、お休みさせていただきます。

【アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル】

0120-771-208

※来訪によるご相談もお受けします。
平日・土曜日 午前10時～午後6時(要予約)

- 相談は無料です。
- 匿名でもかまいません。
- 秘密は厳守します。

(公財)人権教育啓発推進センター
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX芝大門ビル 4階
URL <http://www.jinken.or.jp/>

平成26年度予算案の概要

社会・援護局地域福祉課

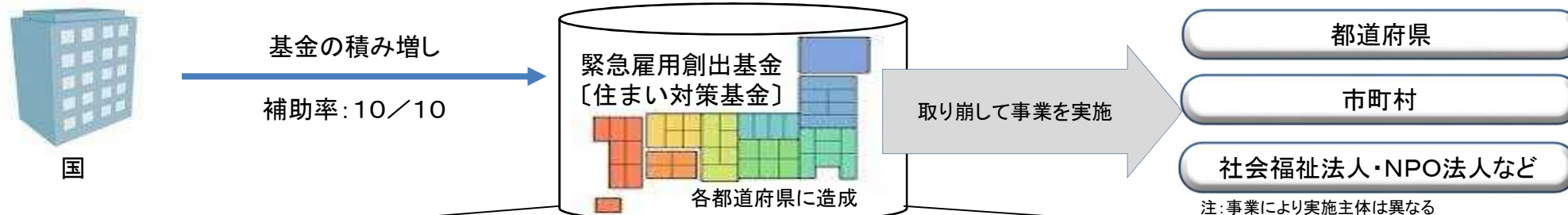
事 項	平成25年度 予 算 額	平成26年度 予 算 (案)	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
1 新たな生活困窮者自立支援制度実施のための体制整備等 ・生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業(新規) ・生活困窮者自立支援統計システムの調査・設計(新規) ・民生委員活動の環境整備(保険制度に対するの財政支援)(新規)	-	154,065	-	○ 生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業【新規】 0.4億円 ・新制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等について、生活困窮者が抱える複合的な課題の評価・分析、自立支援計画の策定、地域の社会資源のネットワーク構築などの高い支援技術を有する人材が全国に配置されるよう、国において養成研修を実施 ○ 生活困窮者自立支援統計システムの調査・設計【新規】 0.3億円 ・制度の実施に関して基礎的なデータを把握するための「生活困窮者自立支援統計システム」の導入に向け、国において調査・設計を行う。 ○ 民生委員活動の環境整備(保険制度に対するの財政支援)【新規】 0.9億円 ・新たな生活困窮者自立支援制度における地域支援の重要な担い手である民生委員が安心して活動できる環境を整備するため、新たに創設される保険制度に対する財政支援を行う。(全国社会福祉協議会への補助)
【平成25年度補正予算案】 ○ 地域社会におけるセーフティネット機能の強化(緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)の延長・積み増し 520億円 ・雇用と住居を失った低所得者等に対するセーフティネット構築のため、都道府県に造成している「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)」の平成26年度末までの終期の延長及び所要額の積み増しを行い、若者等が社会に参加し、潜在能力を発揮するための社会的包容力の構築を進め、就労支援の強化等による自立の助長や福祉・介護人材の確保を図るとともに、住宅支援給付の継続やモデル事業の拡充などにより平成27年度に創設予定の新たな生活困窮者自立支援制度への円滑な移行を進める。 <対象事業> ・生活困窮者自立促進支援モデル事業 115億円 ・生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業 50億円 ・住宅支援給付事業 60億円 ・生活福祉資金相談員等体制整備事業 50億円 ・ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 80億円 ・地域コミュニティ復興支援事業 30億円 等				
2 地域福祉増進事業関係 ・安心生活基盤構築事業 ・生涯現役活躍支援事業 ・地域福祉等推進特別支援事業 ・民生委員・児童委員研修事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・消費生活協同組合指導監督事業	セーフティネット支援対策等事業費補助金(メニュー補助金)250億円の内数	セーフティネット支援対策等事業費補助金(メニュー補助金)150億円の内数	-	○ 生涯を通じたボランティア活動等の推進 セーフティネット支援対策等事業費補助金150億円の内数 ・企業への働きかけにより、退職前からボランティア活動の参加を促進するとともに、定年後も、地域社会で「居場所」と「出番」を得られる環境づくりを支援する。
3 地方改善事業関係 (1)地方改善施設整備費 (2)地方改善事業費	4,998,660 730,000 4,268,660	4,876,692 725,876 4,150,816	▲ 121,968 ▲ 4,124 ▲ 117,844	○ 事業内容の見直し等による減
4 全国社会福祉協議会活動の推進関係	79,047	166,047	87,000	(再掲) ○ 民生委員活動の環境整備(保険制度に対するの財政支援) 0.9億円
5 ホームレス全国概数調査に関する経費関係	15,537	13,245	▲ 2,292	
6 寄り添い型相談支援事業	セーフティネット支援対策等事業費補助金(メニュー補助金)250億円の内数	セーフティネット支援対策等事業費補助金(メニュー補助金)150億円の内数	-	※寄り添い型相談支援事業については、別途、東日本大震災復興特別会計において、被災地支援事業分として実施(5億円)
7 その他(旧本省費等)	91,325	36,383	▲ 54,942	
合 計	5,184,569	5,159,032	▲ 25,537	

地域社会におけるセーフティネット機能の強化(平成25年度補正予算)

(項) 地域福祉推進費 (目) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金

所要額: 520億円〔事業費: 国520億円〕

雇用と住居を失った低所得者等に対するセーフティネット構築のため、都道府県に造成している「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)」の平成26年度末までの終期の延長及び所要額の積み増しを行い、若者等が社会に参加し、潜在能力を発揮するための社会的包容力の構築を進め、就労支援の強化等による自立の助長や福祉・介護人材の確保を図るとともに、住宅支援給付の継続やモデル事業の拡充などにより平成27年度に創設予定の新たな生活困窮者自立支援制度への円滑な移行を進める。



【主な対象事業】

- ・ **生活困窮者自立促進支援モデル事業**
新たな生活困窮者支援を先行的に実施するモデル事業の実施か所数を拡充し、制度の円滑な実施に向けた体制整備を進める
- ・ **生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業**
新制度の施行に向け、実施主体となる自治体の事務処理体制等の整備を進める
- ・ **住宅支援給付事業**
離職者等であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に住宅支援給付を支給
- ・ **自立支援プログラム策定実施推進事業**
福祉事務所に就労支援員等を配置するなど生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制の強化を図る
- ・ **生活福祉資金(特例貸付を含む)相談員等体制整備事業**
低所得世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために必要な相談員等の体制整備を行う
- ・ **社会的包摂・「絆」再生事業**
失業者等の路上生活化防止や生活再建を図るとともに、地域において「絆やつながり」を持ち続けることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等の支援体制の構築など地域支援の仕組みによる社会的包容力の構築を推進するための取り組みを支援する